

業務報酬基準・工事監理小委員会（第2回）議事次第

日時：平成19年6月1日（金）

13：00～15：00

場所：国土交通省11階特別会議室

1. 開会

2. 委員紹介

3. 議事

（1）第1回業務報酬基準・工事監理小委員会議事要旨の確認について

（2）業務報酬基準（建設省告示第1206号）の見直し等に関する委員からのプレゼンテーション

（3）その他

4. 閉会

<配付資料>

資料 1 業務報酬基準・工事監理小委員会（第1回）議事要旨（案）

資料 2 業務報酬基準・工事監理等の見直しに関する意見（岡本委員作成資料）

資料 3 構造設計及び監理業務の実態と告示1206号への要望（金箱委員作成資料）

資料 4 業務報酬基準・工事監理等の見直しについて（北委員作成資料）

資料 5 業務報酬基準・工事監理小委員会検討事項に関する課題についての意見（峰政委員作成資料）

資料 6 建築生産プロセスにおける建築士及びその他の関係主体の役割分担の実態と品質確保のための体制のありようを踏まえた建築士の業務の把握及び業務量等推計の枠組みについて（秋山委員・平野委員・古阪委員共同作成資料）

参考資料 1 業務報酬基準・工事監理小委員会委員名簿

参考資料 2 業務報酬基準・工事監理小委員会のスケジュール

参考資料 3 業務報酬基準（建設省告示第1206号）と局長通達

参考資料 4 社会資本整備審議会答申（抜粋）（業務報酬・工事監理部分）

参考資料 5 建築士法等の一部を改正する法律（法律第一一四号）（抄）業務報酬関連部分新旧対照表

業務報酬基準・工事監理小委員会（第1回）議事要旨（案）

日 時：平成19年4月13日（金）10:00～12:00

場 所：国土交通省 11F 特別会議室

出席者：久保小委員長、秋山委員、大宇根委員、大森委員、岡本委員、金箱委員、北委員、平野委員、古阪委員、牧村委員、松村委員、松本委員、村上委員

〔議事要旨〕

○ 国土交通省より、以下の点について説明があった。

- ・小委員会における主な検討事項、検討スケジュール
- ・業務報酬基準（告示 1206 号）見直し等に関する審議会の指摘、法改正の内容と主な論点について

○ また、委員2名より、業務報酬基準見直し等に関し、プレゼンテーションがあった。

○ 上記説明に関し、委員より、以下の発言があった。

- ・業務報酬基準・工事監理の最終的な目的は品質が確保された建築物の供給にあり、こうした関連から、建築士法の枠組みに止まらず、建設業法における施工管理等も視野に入れた議論が必要である。
- ・業務報酬の実態調査にあたっては、設計事務所だけでなく、発注者についても調査を行うべきである。
- ・業務報酬基準について、定期的な見直しを行うべきである。
- ・見直し後の業務報酬基準の実効性が高まるよう留意する必要がある。
- ・建築士業務に関するトラブル事例で、契約書がない場合などは、業務報酬基準に定める標準業務を基準に判断されるケースもあり得る。
- ・（上記意見に関連して、）標準業務の内容をかなり細かく確定させるとともに、一般消費者に周知することが必要である。
- ・建築物の品質管理における工事監理の役割は大きく、工事監理のガイドラインを作成することの意義は大きいと考える。その一方で、現実の工事監理は、施工者の能力に左右される面もあり、業務報酬基準に定める工事監理の標準業務をどう設定するかについて、議論が必要である。

業務報酬基準・工事監理等の見直しに関する意見

2007年6月1日

(社)日本建築士事務所協会連合会

岡 本 賢

1. <業務報酬基準>について

(1) 業務報酬基準に関する日事連のこれまでの活動について

- ① これまで日事連は業務報酬基準の実効性を高める活動として、毎年「建築士事務所の技術者人件費の参考データ」、「標準業務人・日数のデフレーター補正データ」の調査及び公表を行っている。また、単位会を通じ、地方自治体に対し「建築設計・工事監理の発注に際して告示1206号の遵守」の要望を毎年実施してきた。
- ② 昨年6月に全国の建築士事務所を対象にして日事連が独自に実施した緊急アンケート調査の結果、告示1206号について、「告示が契約金額の決定に役立っている一約6割」「見直し改善が必要と考えている一約6割」、「契約金額/略算式で算出した見積り額 $\times 100 = 65 \sim 50\%$ が最も多く36.4%、」などの結果がでている。(添付資料1)

(2) <業務報酬基準の見直し>について

- ① 「業務報酬基準の見直し」では、下記事項を行う必要がある。
- 1) 標準業務内容及び標準外業務内容の見直し
 - 2) 直接人件費等の略算方式の見直し
 - 3) 業務報酬基準の実行性の確保のための措置
 - 4) 継続的な見直しの仕組み

以下は、各見直し項目に対する意見

1) 「標準業務内容及び標準外業務内容の見直し」に関して

- ① 告示制定時(S54)以降の建築士事務所業務を取り巻く下記事項を含む様々な変化の要因に対応させて「標準業務内容/標準外業務内容」を見直し、整理する必要がある。
- ・法令規制の改正等＝建築基準法改正(新耐震基準、性能規定、連担制度、中間検査制度、天空率、シックハウス e t c)、省エネ法、ハートビル法、住宅品確法、等の改正/制定による新たな業務及び業務量の増大 など
 - ・CAD、OA化などの技術革新＝CAD普及による業務内容の変化、PCを活用した設計技術の高度化、シュミレーション/プレゼンテーション技術の高度化、電子納品などの新たな要求 など
 - ・社会の進歩に伴うニーズの変化＝近隣住民への対応、ワークショップなどによる住民参加、地球環境への配慮などの新たな対応業務 など

2)「直接人件費等の略算方式の見直し」に関して

- ① 略算方式の見直しは、現行別表第1（建物用途等による類別）の分類の見直しを含める必要がある。例えば
 - ・超高層共同住宅などの「住居系」の位置づけの見直し
 - ・複雑な設計等を要する「工場」の位置づけの見直し
 - ・学校等で複雑な設計を要する「大学研究棟」などの位置づけの見直し
 - ・木造3階の「戸建住宅」の類別 など
- ② 略算方式は、「工事費」を基準にした計算式だけではなく、「面積」×「グレード（工事費単価のランクなど）」を用いた計算式の採用も検討する必要がある。
- ③ 設計及び工事監理業務の標準人・日数は、「意匠」「構造」「電気設備」「機械設備」の分野ごとに算出できることが必要であり、それらを「統括」する業務も「意匠」と区分けできる必要がある。又、様々な標準外業務を加算出来るシステムである必要がある。
- ④ 「構造」分野の標準人・日数は、建物規模だけではなく「構造計算の難易度（例えば構造計算ルート別）」による人・日数の違いにも考慮する必要がある。
- ⑤ 略算方式による一般管理費及び技術料などの経費率は、CAD、OA化等の技術革新に伴う設備投資の増大及び設計技術の高度化に対応するように見直す必要がある。
- ⑥ 経費率の指針は、「統括」を含む元請け事務所（一括受託）のケースと分野ごとに受託したケースの使い分けができる必要がある。

3)「業務報酬基準の実効性の確保のための措置」について

- ① 広く一般の建築主や消費者がこの告示による「業務報酬基準」の存在及び意義等を理解し、その実効性を高めるような国主導による周知等の施策が必要である。
- ② 官公庁の委託料を算定する場合は、これまで多く採用されてきた「低減率」「委託率」等を用いるのではなく、委託する業務と官公庁がインハウスで実施する業務をあらかじめ明確に区分し、委託する業務内容に対応した標準人・日数から算定する必要がある。

4)「継続的な見直しの仕組み」について

- ① 関連法令の改正や新たな制度の創設、新工法の開発・認証、社会の変化などの様々な変化に対応するためには、この基準を継続的かつ定期的に見直す仕組みを構築しておく必要がある。

2. <工事監理の適正化等>について

(1)「工事監理のガイドラインの策定」に関して

- ① 「工事監理のガイドライン」は、業務報酬基準における工事監理の標準業務内容を履行するために、どのような具体的作業を行えばよいか分かる形で表現する必要がある。
- ② ガイドラインに示す具体的な作業のうち、サンプリングにより行う作業は、可能な限りその頻度の指針を含んでいる必要がある。
- ③ ガイドラインで示す「工事監理報告書」の内容は、「設計図書とおりに工事が行われていなかった場合の措置等」の報告事項ばかりでなく、「設計図書とおりに施行されたことを確認した報告事項」（例えば、誰が、何時、どのような方法で、など）を含めて、建築主に安心感を与える内容とする必要がある。
- ④ 「工事監理のガイドライン」には、やむを得ない理由により「第三者監理」を実施する場合における「設計意図等を伝達するための作業」と「第三者監理者が実施する作業」の区分を含める必要がある。

(2)「工事監理のガイドライン」の実効性の確保等について

- ① 「工事監理の重要性」に関して下記事項を広く消費者に周知する施策が必要である。
 - ・ 建築物の品質を確保するためには、建築士事務所が工事監理を適切に実施することが不可欠であること。
 - ・ 建築主には、工事監理者を選任しなければならない義務があること。（建築基準法第5条の4第2項）
 - ・ 建築主が工事監理者を選任する場合には、「工事監理のガイドライン」に基づき「工事監理で行う具体的作業」を明確に記述した「重要事項説明書」により、建築士事務所から十分な説明を受ける必要があること。
 - ・ 十分な説明を受けて合意した内容で、書面による「工事監理契約」を締結する必要があること。
- ② 建築分科会基本制度部会の答申書で提言されているように、「着工届」を提出する際には、「工事監理契約書」の写しを添付しなければならない仕組みを実施する必要がある。
- ③ 公共工事の工事監理を委託する場合には、これまで多く採用されてきた「低減率」「委託率」等を用いるのではなく、この「工事監理のガイドライン」に従って、委託する具体的作業内容と官公庁がインハウスで実施する作業内容及びそれぞれの責任範囲をあらかじめ明確に区分して提示する必要がある。

3. <建築士事務所が加入する設計賠償責任保険の充実>について

- ① 現行の設計賠償保険は、「滅失毀損」状態が発生していなければ補償の対象にならない規定であるが、この保険では、特定住宅瑕疵担保責任の履行確保等に関する法律（案）の施行後に建築士事務所の瑕疵に対して指定保険法人から求償された場合に対応できないケースが生じる。こうしたケースもカバーできる新たな保険の開発が必要である。
- ② 建築士事務所の登録に係る賠償保険の将来の加入義務化に向けて、日事連では単位会を通じて発注先公共団体に対して、例えば、発注に際しては賠償保険への加入を条件とするように働きかける等の当面の加入促進策の計画を進めているところである。国レベルにおいても当面の加入促進策を講じるように要望する。

建築士法の抜本改正の提言に関する

緊急アンケート調査(2006)

調査結果報告書 (抜粋)

業務報酬基準・工事監理小委員会提出用抜粋版

社団法人 日本建築士事務所協会連合会

I. 調査方法等について

1. 調査年月日

・平成18年5月8日～5月31日(追加アンケートを含む)

2. 調査方法/回答数

- ・当会のPCサーバーに全国の建築士事務所を対象にした「アンケート設問回答フォーム」を設定した。
- ・回答者は、この「アンケート設問回答フォーム」にアクセスし、回答を画面上で入力後「回答ボタン」をクリックすることで回答データが当会PCへ送信され、自動集計されるシステムで実施した。
- ・回答数 = 1,343 件 (但し、設問内容が該当しないなどの理由で、未回答の項目がある回答者を含む)

3. 調査項目/設問について

- (1) 回答事務所の基本属性について
 - ・回答事務所の11項目の基本属性について調査した。
- (2)【調査項目1】 開設者及び管理建築士について (設問1)～(設問8)
- (3)【調査項目2】 設計及び工事監理業務(民間工事)の契約について (設問9)～(設問11)
- (4)【調査項目3】 下請負契約について (設問12)
- (5)【調査項目4】 業務成果物の保管について..... (設問13)
- (6)【調査項目5】 工事監理業務について..... (設問14)～(設問17)
- (7)【調査項目6】 業務報酬及び報酬基準について(民間工事)..... (設問18)～(設問23)
及び追加アンケートによる(補設問23-1)
- (8)【調査項目7】 業務報酬及び報酬基準について(公共工事)..... (設問24)～(設問27)
及び追加アンケートによる(補設問27-1)
- (9)【調査項目8】 団体加入について..... (設問28)～(設問32)

※●印＝関連する調査結果データを抜粋して本紙に記載した項目。

Ⅱ. 調査結果のデータ (抜粋)

(6)【調査項目5】工事監理業務について

(この調査項目は、民間工事の監理に限定してお答えください)

◆設問・14 契約時点で、建築主に対して「工事監理の内容」及び「工事監理の方法」を明確にしていますか？(ケースバイケースの場合は比較的多いケースを選択してください。)

順位	項目	数	割合
1	1. 契約時に明確にしている	613	49.1 %
2	3. 明確にはしない	349	28.0 %
3	2. 契約時には明確にしていなかったが工事監理着手時に明確にしている	283	22.7 %
4	4. 未回答等	3	0.2 %
合 計		1,248	

◆設問・15 下記うち、「工事監理の内容及び方法」として交付する文書(土法24条の5)に記載している項目をお答えください。(ケースバイケースの場合は比較的多いケースを選択してください)

1. 人員配置(体制表など)

順位	項目	数	割合
1	2. 記載していない	757	60.7 %
2	1. 記載している	468	37.5 %
3	3. 未回答等	23	1.8 %
合 計		1,248	

2. 監理業務項目(業務概要の大項目程度)

順位	項目	数	割合
1	1. 記載している	813	65.2 %
2	2. 記載していない	411	32.9 %
3	3. 未回答等	24	1.9 %
合 計		1,248	

3・工事確認項目(工程内検査計画)

順位	項目	数	割合
1	1. 記載している	729	58.4 %
2	2. 記載していない	493	39.5 %
3	3. 未回答等	26	2.1 %
合 計		1,248	

4・現場出場回数

順位	項目	数	割合
1	2. 記載していない	748	59.9 %
2	1. 記載している	477	38.2 %
3	3. 未回答等	23	1.9 %
合 計		1,248	

◆設問・16 工事監理報告書の根拠データとなる下記の工事監理記録は作成していますか？

1・工事監理日誌

順位	項目	数	割合
1	1. 作成している	822	65.9 %
2	2. 作成していない	422	33.8 %
3	3. 未回答等	4	0.3 %
合 計		1,248	

2・打合記録・定例会議議事録

順位	項目	数	割合
1	1. 作成している	1,139	91.3 %
2	2. 作成していない	109	8.7 %
合 計		1,248	

3・工程内検査記録

順位	項目	数	割合
1	1. 作成している	1,010	80.9 %
2	2. 作成していない	225	18.0 %
3	3. 未回答等	13	1.1 %
合 計		1,248	

4・中間検査記録

順位	項目	数	割合
1	1. 作成している	995	79.7 %
2	2. 作成していない	236	18.9 %
3	3. 未回答等	17	1.4 %
合 計		1,248	

5・竣工検査記録

順位	項目	数	割合
1	1. 作成している	1,112	89.1 %
2	2. 作成していない	126	10.1 %
3	3. 未回答等	10	0.8 %
合 計		1,248	

◆設問-17 工事監理報告書を提出していますか？

順位	項目	数	割合
1	1. 建築主に提出している	696	55.8 %
2	2. 建築主には提出していないが竣工検査願に添付して提出している	367	29.4 %
3	3. 建築主・建築主事ともに提出している	145	11.6 %
4	4. 未回答等	40	3.2 %
合 計		1,248	

(8)【調査項目7】業務報酬及び報酬基準について(公共工事)

◆設問・24 契約金額決定の過程で、現行の告示1206号が役立っていると思いますか？

順位	項目	数	割合
1	2. 少しは役立っている	485	49.1 %
2	3. 役立っていない 又は 全く役立っていない	345	34.9 %
3	1. おおいに役立っている 又は 役立っている	158	16.0 %
合 計		988	

◆設問・25 契約金額は、告示1206号略算式による見積金額に対して、概ね何%位で契約することが多いと感じていますか？

順位	項目	数	割合
1	2. 80～66%程度	373	37.7 %
2	3. 65～50%程度	274	27.7 %
3	4. 49%以下	222	22.5 %
4	1. 100～81%程度又は100%超	68	6.9 %
5	5. 未回答等	51	5.2 %
合 計		988	

◆設問・26 業務報酬額の多寡が、設計品質や完成建築物の品質に影響していると思いますか？

順位	項目	数	割合
1	3. あまり影響していない	306	31.0 %
2	2. どちらかというに影響している	281	28.4 %
3	1. 影響している	259	26.2 %
4	4. 影響していない	129	13.1 %
5	5. 未回答等	13	1.3 %
合 計		988	

◆設問-27 告示1206号(標準業務内容含む)の公共工事への適用面で、改善が必要であると思う点がありますか？

順位	項目	数	割合
1	1. 改善が必要な点がある	611	61.8 %
2	3. わからない	217	22.0 %
3	2. 現行のままでよい	151	15.3 %
4	4. 未回答等	9	0.9 %
合 計		988	

◆【補設問27-1】 現行の告示1206号(標準業務内容含む)及びそれらの公共工事への運用面に関して改善が必要であると思うのはどの点ですか？(複数回答可、【補設問23-1】と重複する場合も再度回答してください)

注3※>補設問27-1の回答は、追加アンケートとして実施したものです(有効回答数:350)

順位	項目	数	割合
1	1・標準業務内容の見直し	121	34.6 %
2	6・委託率、低減率の根拠の明確化	109	31.1 %
3	2・最新データ収集、データ回帰分析による新たな「略算式」の設定	64	18.3 %
4	4・略算式による標準人日数の分野別(統括・意匠、構造、電気、機械)業務比率の設定	51	14.6 %
5	9・その他	32	9.1 %
6	3・積み上げ方式の簡素化	26	7.4 %
7	5・一般管理費(諸経費)、技術経費の内訳及び経費率の見直し	24	6.9 %
8	8・標準人日数に対応する基準技術者の人件費単価の適正化	18	5.1 %
9	7・標準業務と追加業務の厳格運用	12	3.4 %
合 計		(457) 350	

構造設計および監理業務の実態と告示 1206 号への要望

2007.6.1 金箱温春

1. JSCA 業務報酬委員会等における検討内容

1.1 構造設計業務実態調査報告(第1報) 業務・報酬研究委員会 1984 年4月, structure No. 10

アンケート結果の報告が行なわれている。

アンケート数	専業事務所	22
	総合事務所	30
	施工会社	21
	合計	73

1) 構造設計料に影響するファクター

・構造種別

RC 造 (1.0) を基準として

S 造 (0.7~1.3, 平均 1.03), SRC 造 (1.0~1.8, 平均 1.32)

・架構形式

スパンの不均衡 (割増率 1.0~1.5, 平均 1.15)

不整形架構 (1.0~1.6, 平均 1.25)

・面積規模

図 1 面積規模と割増率の相関性

2000 m²を基準として 100, 500, 1000, 2000, 5000, 10000, 20000 m²の業務量を比率で回答2000 m²を境界として、対数グラフにおける勾配が変わっている。

小規模建物では面積比率に対して構造設計の業務量が増えている。

図 2 告示及び建築家協会による工事費と業務量の相関性

面積に係わらず、対数グラフにおいて勾配が一定である

建築家協会方式 $\text{構造設計料率} = \text{構造工事費} \times \text{全体設計料率} \times 0.6$

構造設計料、積算量とも、小規模になるほどその勾配が全設計料 (告示式) に比べて大きくなっており、業務量に比率が一定でないことを示している。

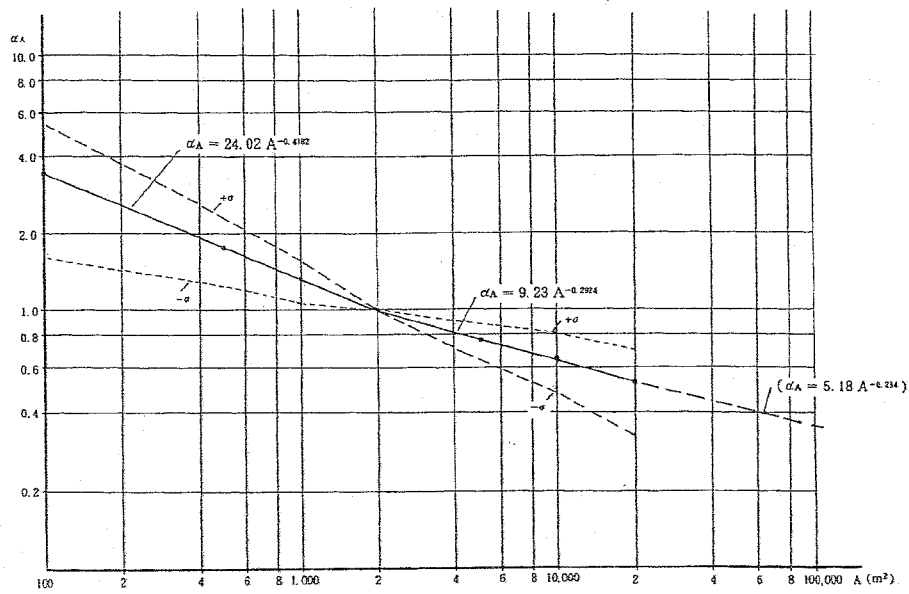


図12-a 面積規模に対する m^2 当り単価の割増率
< 2,000 m^2 基準 >

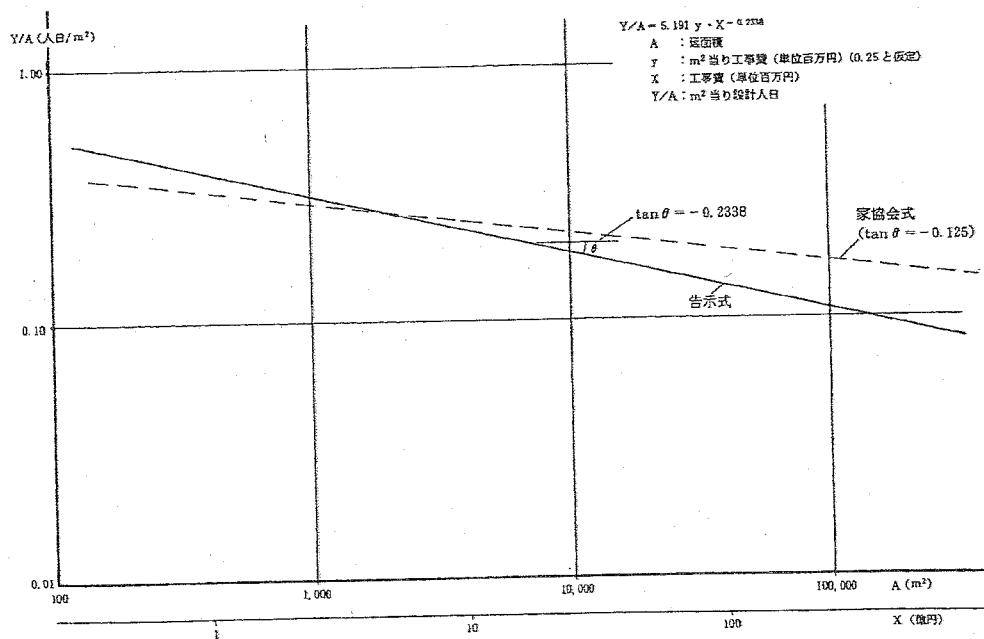


図12-b 建告第1206号による m^2 当りの設計人日数

・設計手法

ルート1を基準として

ルート2 (1.0~1.5, 平均 1.1~1.2)

ルート3 (1.2~2.1, 平均 1.6)

建築センターの評価 (1.5~3.0, 平均 2.2)

大臣認定 (1.5~5.0, 平均 2.5)

2) 設計料の算出方法

・アンケート結果

項 目	組織別回答数			
	専業	総合	施行	合計
全体設計料をベース	6	6	6	18
延床面積をベース	9	5	1	15
人日をベース	8	3	3	14
総工事費をベース	2	1	3	6
躯体工事費をベース	2	4		6
図面枚数をベース			1	1
延べ面積+図面枚数		1		1
無回答	1	13	8	22

1.2 業務量に関するアンケートの調査結果 業務・報酬研究委員会 1985 年 10 月

1) 調査内容

建物内容 — 用途、階数、構造種別、延床面積、工事費

業務実態 — 設計人日、監理人日

捕捉 — 架構の平面、立面形状の複雑さ、設計手法

2) 回収状況

専業事務所 21

総合事務所 111

施工会社 145

合計 327

3) 調査結果

結果は次ページ以降。振動解析を行ったもの、特殊形状の建物などを除いている。

工事費と延床面積の関係はアンケート結果から、類別に設定。

建築家協会算定式、関西建築構造設計事務所協会算定式と比較した。

建築家協会算定式：構造工事費は全体工事費の 36% として計算

関西建築構造設計事務所協会算定式：構造工事費をベースとし、計算手法の補正係数考慮

・ 総工事費と構造設計業務量 図 3

・ 構造工事費と構造設計業務量 図 4

・ 延床面積と構造設計業務量 図 5

調査結果による人日は、小規模建物において他の規定より上回るものが多い

・ 総工事費と構造監理業務量 図 6

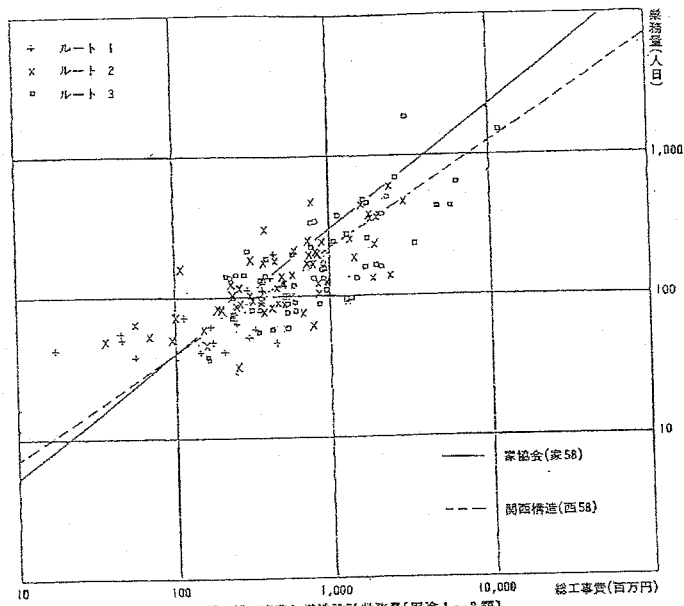
・ 構造工事費と構造監理業務量 図 7

・ 述べ床面積と構造監理業務量 図 8

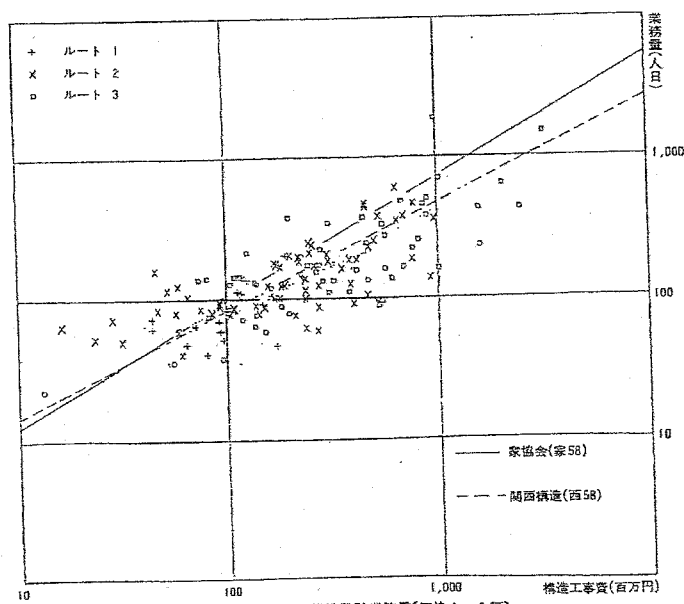
常駐監理、非常駐監理が混在している。

実態は家協会規定を下回っている。

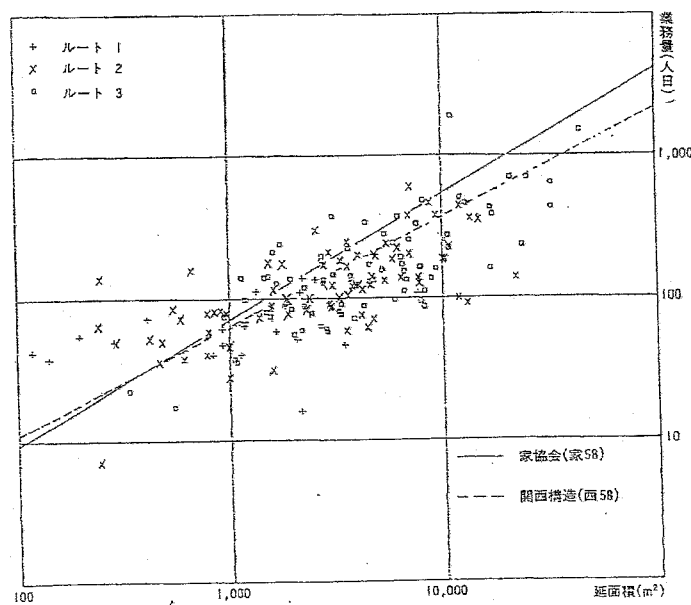
構造設計者が監理を行っていない場合もある。



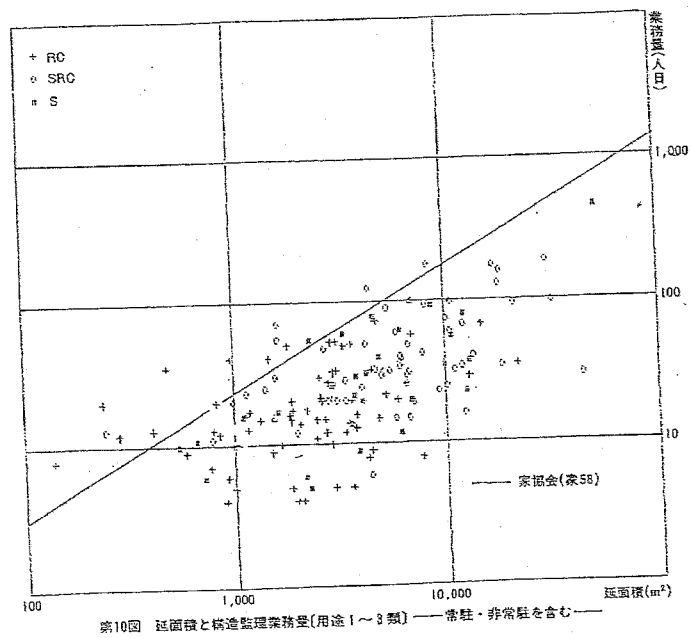
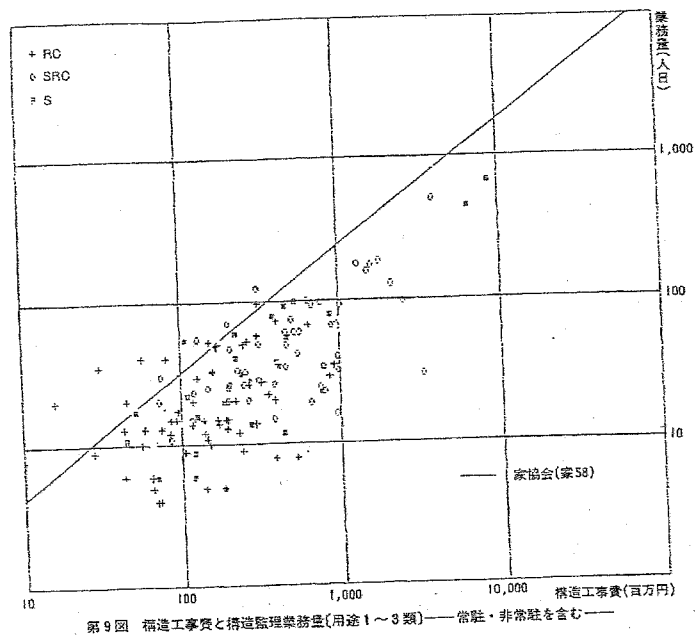
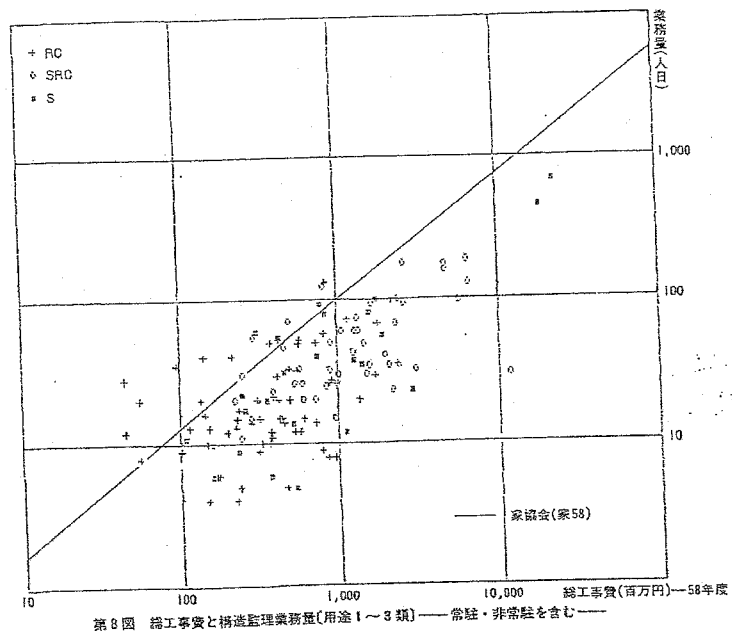
第4図 総工事費と構造設計業務量(用途1～3類)



第5図 構造工事費と構造設計業務量(用途1～3類)



第6図 延面積と構造設計業務量(用途1～3類)



1.3 建築構造設計監理 業務及び報酬基準(案) 業務委員会 1992 年 6 月

1) 業務内容を示す

企画・計画業務、設計業務、監理業務、既存施設に関する調査・計画・設計業務の 4 種類
構造設計者の活動内容を幅広く取り上げたもの

2) 設計監理報酬基準

実態調査のデータを基に、延床面積をベースとした平均的な人日計算式を示している。

図 9、図 10

設計、監理について算定式を提示。

企画・計画業務、既存施設に関する調査・計画・設計業務は別途算定。

・設計

$$A \leq 2000m^2 \text{ の時} \quad N = \alpha \times 1.106A^{0.577}$$

$$A > 2000m^2 \text{ の時} \quad N = \alpha \times 0.269A^{0.763}$$

・監理

$$A \leq 2000m^2 \text{ の時} \quad N = \beta \times 0.481A^{0.553}$$

$$A > 2000m^2 \text{ の時} \quad N = \beta \times 0.161A^{0.697}$$

N: 構造設計監理業務に示された通常業務に対する延人日で「一級建築士取得後
3 年未満の技術者」に換算

A: 対象となる建物の延床面積 (m²)

α : 設計業務の内容に応じた補正係数
標準を 1.0 とする

β : 監理業務の内容に応じた補正係数
標準を 1.0 とする

補正係数の目安は別紙参照

別表1 企画・計画業務

	(1) 企画業務	(2) 計画業務
A調整	計画条件の設定に関するコンサルタント及び調整	企画案の見直し 各種部門との協議・調整 コンセプトプランの作成 設計及び施工スケジュールの作成
B構造計画	企画上必要な技術的、総括的コンサルタント	技術上のアイディアの提供、事例調査 設計・建設条件の抽出整理 全体像の把握・立案・評価 企画案の中での問題点の抽出 構造材料の比較検討・選定
C構造解析		計画上の概略解析、試算
D構造設計図		構造システムに関する複数案の作成 類似事例調査
E仕様		
F施工	建設工期に関するコンサルタント	施工法の比較検討
Gコスト	建設コストに関するコンサルタント	経済的可能性の検討
H法令		関連法令調査
I実験試作		
J立地	地域の特殊性に関するコンサルタント 立地環境に関するコンサルタント 周辺環境条件の整備	地盤調査に関するコンサルタント、資料収集 建設地の視察、資料の収集 立地条件に関する調査
K特殊条件	特殊用途に関するコンサルタント 既存施設の構造調査	特殊構造の実現性に関する検討
L成果	企画案の作成に関するコンサルタント 企画案	構造計画図書

別表2 設計業務 ○＜通常業務＞ ◎＜特殊業務＞

	(3) 基本設計業務	(4) 実施設計業務
A調整	○計画案の見直し ○設計条件の確立 ○各種部門との協議・調整 ○設計スケジュールの調整	○基本設計案の見直し ○設計条件の確認 ○各種部門との協議・調整 ○スケジュールの調整 ◎設計変更の対応
B構造計画	○構造全般に対する計画立案 ○構造システム、部材部位の決定 ○設計条件との整合性の確認	○構造体系の確認
C構造解析	○モデル化の検討、略解析の実施	○各種荷重の設定 ○応力解析用モデルの決定 ○弾性解析の実施 ○塑性解析の実施 ◎動的解析の実施 ◎特殊構造解析の実施 ○断面決定、工学的配慮 ○二次部材の解析 ○接合部の設計
D構造設計図	○構造基本図の作成 ○部材断面形状の設定 ○特殊ディテールの検討	○構造設計図の作成 ○特殊ディテール図の作成 ◎仮設計画図の作成
E仕様	○構造材料の組合せ、仕様の概略決定	○構造材料の決定 ○仕様書の作成
F施工	○建設スケジュールの検討 ○施工法の検討 ○仮設計画の検討 ◎特殊工法の調査・検討	◎特殊工法の詳細決定 ◎特殊部門の施工計画書の作成 ○施工法の概要決定
Gコスト	○概算構造工事費の算出、検討	○構造工事費概算書の作成 ◎構造数量明細書の作成
H法令	○関連法令の検討 ○関係官庁との打合せ	○建築確認のための記名捺印 ○法令との整合性の確認 ○建築確認のための手続協力・説明 ◎日本建築センター評価・評定手続きの実施
I実験試作	◎構造模型の作成 ◎特殊部門の構造実験の企画と実施	◎特殊構造実験の実施
J立地	○現地調査の実施 ○地盤調査の発注に関する協力	◎建設地の詳細調査
K特殊条件	◎特殊技術の開発	◎最終案の構造模型の作成 ◎特殊構造の建設大臣認定手続きの実施
L成果	○構造基本設計図書	○構造実施設計図書 ○構造工事費概算書 ◎日本建築センター評定資料

別表3 監理業務

	(5) 工事監理業務
A調 整	○現場説明 ○設計図書に関する質疑応答 ○施工者の選定 ○各種部門との協議、調整 ○スケジュールの調整
B構造計画	
C構造解析	○施工上の変更部分に対する補足計算の実施
D構 造 設 計 図	○施工上の変更部分に対する補足図面の作成 ○躯体竣工図の作成
E仕 様	
F施 工	○工程管理 ○施工体制の検討 ○使用材料の検討と承認 ○各種施工計画書の検討と承認 ○施工図、工作図の検討と承認 ○施工の検査と確認 ○各種試験の検討と確認 ○施工上の問題点の抽出、検討、対策 ◎常駐監理 ○各種工事記録の整備と保存
Gコ ス ト	○見積書の検討、助言 ○工事費出来高の審査と承認
H法 令	○各種官庁届け出に関する協力 ○各種試験報告
I実験試作	◎工事に伴う実験、試作の立案、実施
J立 地	○近隣建物に対する影響調査への協力
K特殊条件	◎特別技術指導
L成 果	○監理報告書 ○補足設計図書

別表4 既存施設に関する調査・計画・設計業務

	(6) 調査業務	(7)補強、改築設計業務	(8)移設、解体設計業務
A調 整	現状調査 被害調査 既存設計図書の検討 スケジュールの調整	各種部門との協議、調整 設計方針の作成 スケジュールの調整	各種部門との協議、調整 スケジュールの調整 方針の決定
B構造計画	調査方法の検討、立案 歴史的建造物の構造的 性能評価	用途変更に対する検討、 対策の立案 補強の検討、対策の立案 改築に対する検討、対策の立案 増築に対する検討、対策の立案	移設に関する技術上の 検討、立案 解体計画の立案 部分的再利用の立案
C構造解析	耐震診断の実施 設計条件変更に伴う検討 保有耐力、保有性能の 検討 耐震、耐風、耐雪、耐 久性に関する性能評価	用途変更、補強、改築 増築後の耐力及び性能 評価	移設又は解体時の安全 性の検討
D構 造 設 計 図	現状記録の作成 被害状況記録の作成 設計図書のない場合の 構造体の図面化	一般構造図の作成 詳細図の作成 既存との接合部の作成	補強構造図の作成
E仕 様		構造材の決定 仕様書の作成	工事仕様書の作成
F施 工	施工記録の調査	工法の検討、立案	工法の検討、立案
Gコ ス ト		工事費の概算	工事費の概算
H法 令		法令との整合性の確認 建築確認のための手続 協力 日本建築センター評価 評定手続の実施 耐震診断委員会の評定 手続の実施	関連法令の調査
I実験試作		工事に伴う実験、試作 の実施	破壊実験の企画と実施
J立 地	周辺環境の建物に及ぼ す影響調査	現地詳細調査	周辺に対する影響調査
K特殊条件	破壊試験、強度試験の 実施		
L成 果	監査報告書、所見	設計図書	設計図書 所見報告書

注：7, 8項の工事監理業務は5項に準ずる。

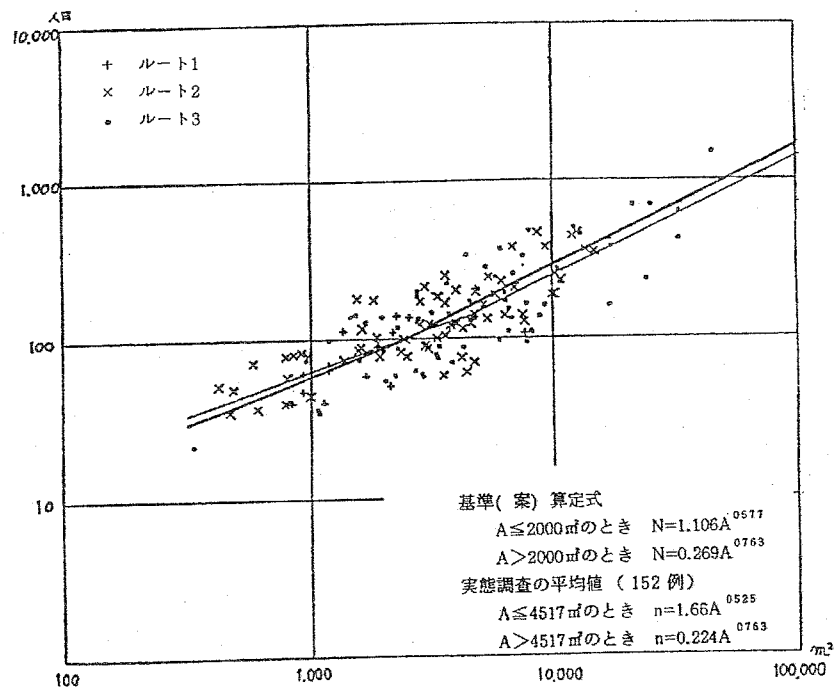


図3-1 延面積と構造設計業務量

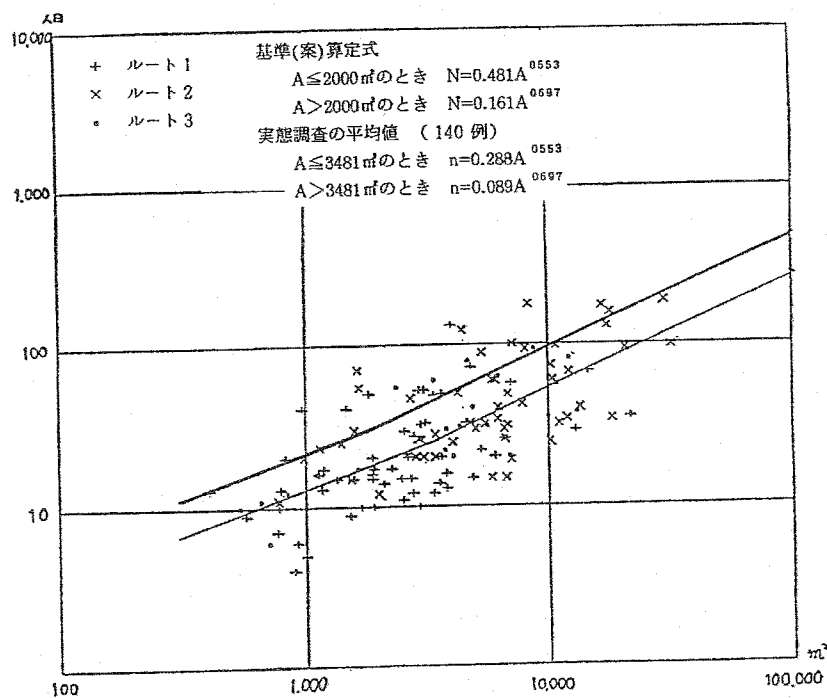


図3-2 延面積と構造監理業務量

I 基準(案)解説の追加……

1992年4月14日

業務委員会

- 1) 「建築構造設計監理業務及び報酬基準(案)」3-7条の設計及び監理業務の難易度に対応した補正係数の値の目安を以下のようにする。

α = 設計業務の難易度に対応した補正係数
 $\alpha = 1 + \sum \alpha_i$ とする

- ①建物の用途等による類別(別表第1-1による)の係数、 α_1

種別	係数
1 類	-0.10
2 類	0
3 類	0.10

(注) 第4類は「特殊業務」とする。

- ②建築構造の種類別及び耐震設計ルートの係数、 α_2

構造	S 造	R C 造	P S 造 P C 造 混合構造 複合構造 S R C 造	木 造
ルート				
I、II-1、2	0	0	0.15	0
II-3、III	0.1	0.2	0.30	0.20

(注) アルミ、ステンレス、膜構造等、上に記述されない構造は「特殊業務」とする。

β = 監理業務の難易度に対応した補正係数
 $\beta = 1 + \sum \beta_i$

- ①建物の用途等による類別(別表第1-1による)の係数、 β_1

種別	係数
1 類	-0.10
2 類	0
3 類	0.10

(注) 第4類は「特殊業務」とする。

- ②構造種別の係数 β_2

構造	係数
R C 造 木 造	0
S 造 P S 造 P C 造 混合構造 複合構造 S R C 造	0.10

(注) アルミ、ステンレス、膜構造等、上に記述されない構造は「特殊業務」とする。

別表第1-1 建築物の用途などによる類別

	建築物の用途	備 考
第1類	工場、車庫、市場、倉庫等	
第2類	体育館、観覧場、学校、研究所、庁舎、事務所、駅舎、百貨店、店舗、共同住宅、寄宿舎等	第1類の建築物のうち第2類の建築物に相当する複雑な設計等を必要とするものを含む。
第3類	銀行、美術館、博物館、図書館、公会堂、劇場、映画館、集会場、(オーディトリウムを有するものに限る。)、ナイトクラブ、ホテル、旅館、料理店、放送局、病院、診療所、複合建築物等	第1類又は第2類の建築物のうち第3類の建築物に相当する複雑な設計等を必要とするものを含む。

(注) 記念建造物、社寺、教会堂、茶室、第4類の戸建住宅、一般的な木造戸建住宅は「特殊業務」とする。

- 2) 設計及び監理業務の難易度に対応した補正係数 α 、 β についての説明

建築構造設計監理の業務の内容は、基準(案)の別表に、企画・計画業務(別表1)、設計業務(別表2)、監理業務(別表3)、既存施設に関する調査・計画・設計業務(別表4)と分けて示してある。

その中で、設計と監理業務については業務の項目毎に「通常業務」と「特殊業務」とに分けて印を付けてある。「特殊業務」に要する延べ人日数は受託業務毎に構造設計者が実数を設定することになっている。

設計及び監理業務の難易度に対応した補正係数 α 、 β は、あくまでも「通常業務」に対する業務量を補正するためのものである。

昭和62年10月1日付の業務及び監理基準(案)の11

ページの表3-3で、業務量に関わる種々のファクターが載げられている。

アンダーラインを施した部分が「通常業務」の標準的な業務量に対応している。アンダーライン以外の項目のほとんどの部分は「特殊業務」と考えられる。表3-3を見直し、表2-1の様に整理することにした。

構造形態の平面及び断面形状での不整形の程度は構造計算のルート別の係数に反映することができるので、

「特殊業務」とせず「通常業務」として補正係数でカバーすることとした。

搭状建物や建物の高さが31mを越える場合は、日本建築センターの評価・評定手続きが必要で「特殊業務」である。

構造材料でアルミ、ステンレス、膜構造は「特殊業務」とする。

力学的種別の荷重条件で特殊重量物/波浪荷重/高水圧/移動荷重/振動荷重は動的解析や特殊構造解析の実施が必要となり「特殊業務」である。

モデル化で立体/シェル/サスペンション/膜は特殊構造解析の実施であり、また免震は日本建築センターの評価・評定手続きが必要で両方とも「特殊業務」である。

解析法の動的(ルートIV、特殊)解析は、日本建築センターの評価・評定手続きが必要で「特殊業務」である。

環境条件で、敷地形状が急斜面/特殊地盤では特殊構造解析の実施が必要で「特殊業務」である。

建設地が遠距離/国外の場合は「特別経費」を請求すべきである。

工法の特殊工法/新工法は「特殊業務」そのものである。その他の項目にある、短工期はむしろ業務量は少なくなる可能性がある。もち論、異常な短工期は「特殊業務」とすべきである。外国語は外国の基準による設計も含めて「特殊業務」とする。

このように整理してみると、「通常業務」に於ける業務量の難易度による幅は小さくなっていく。

また、報酬基準(案)が施主や建築家の理解を得られやすくするために単純化することにした。

補正係数の数式については、難易度の要素を掛算にするか足算にするかの検討も行った。

掛算にした場合、要素の係数そのものを小さく設定し

ないと結果的に補正係数が大きくなりすぎてしまう。足算の場合では、掛算ほど小さく係数を設定する必要がない。

設計では「建物の用途等による類別」と「建築構造の種類別及び耐震設計ルート別」の2つの係数にしようとした。

「建物の用途等による類別」の要素は、建築設計の業務量が類別によって違うのと同じように、構造設計の複雑さも類別によって左右されることを考慮した。骨組形状の不整形さは一般的に1類より3類の建物に多くみられる。また、類別は建設省告示1206号に従ったもので、施主や建築家との共通の業務量に対する基準を使うので理解を得られやすい。

なお、用途等による類別の第4類戸建住宅を「特殊業務」としたのは次の理由による。

つまり、一般的な構造設計事務所にとって、戸建住宅はプロジェクトの種類や取扱い方に幅が有りすぎるので、「特殊業務」に入れ、業務量は各事務所の事情と判断によるべきであると考えた。

「建築構造の種類別及び耐震ルート別」の係数は、構造設計に独特のものであり、多少施主の理解は得にくいかもしれないが、建築家には常識となっており、理解を得られやすい。

構造種別や耐震設計ルートは、実際に設計をしてから結果がでる。

設計の着手時には、用途の係数だけで契約し、構造設計の内容が確定してから追加業務として追加設計料を請求する事にも、足算だと説明しやすいと考える。

監理では「建物の用途等による類別」と「建築構造の種類別」の係数の2つとした。

高強度コンクリート、高張力鋼の溶接、特殊構造、特殊工法等は特別技術指導が必要であり「特殊業務」とする。

構造種別ではPS造、PC造、混合構造、複合構造、SRC造は明らかに作業量が増えるので係数を加えた。また、S造は溶接の欠陥を防ぐために監理の密度を上げるべきであるという考えで係数を加えた。

ここに記した補正係数は目安を示すものであり、構造設計者が独自で判断し決めるべきものとする。

締切日:2007.5.21

4. 21名以上

2. 6~10名

4. ほとんど行なわない

その他の項目がありましたら記載ください

5. その他

他の検査(鉄骨、木造、PCなど)

4. ほとんど行なわない

5. その他

4. 業務完了後

5. その他

3-5 構造設計料はどのように決まることが多いですか

1. 委託先からの指示
2. 見積提出+ネゴ
3. 決められた料率による
4. その他

--	--

3-6 構造設計料の見積作成は何を根拠としていますか

1. 自社の料率(面積ベース)による
2. 自社の料率(工事費ベース)による
3. JSCA規準(案)に準ずる
4. 告示による人日方式
5. その他

--	--

3-7 構造設計料の見積に際して難易度を考慮していますか

1. ほとんど考慮する
2. とくどき考慮する
3. まれに考慮する
4. ほとんど考慮しない

--

3-8 見積提出の場合、見積額と決定額の関係

1. ほぼ見積もり通り
2. まれに減額させられる
3. とくどき減額させられる
4. ほとんど減額させられる

--

3-9 構造設計料は業務内容に見合っていると思いますか

1. 大体見合っている
2. 報酬が安いと思うことがある
3. ほとんどの場合報酬が安い

--

3-9A 構造設計料が安すぎると思われる方に、その原因は何だと思いますか

1. 発注元の設計料が安すぎる
2. 構造設計業務の内容が発注元に理解されていない
3. 意匠設計の変更が多すぎ、業務量に見合っていない
4. 安く請け負う構造事務所があるので引下げられてしまう
5. その他

--	--	--

3-10 構造監理料は業務内容に見合っていると思いますか

1. 大体見合っている
2. 報酬が安いと思うことがある
3. ほとんどの場合報酬が安い

--

3-10A 構造監理料が安すぎると思われる方に、その原因は何だと思いますか

1. 発注元の設計監理料が安すぎる
2. 構造監理業務の内容が発注元に理解されていない
3. 設計の延長としてサービスで業務をさせられる
4. その他

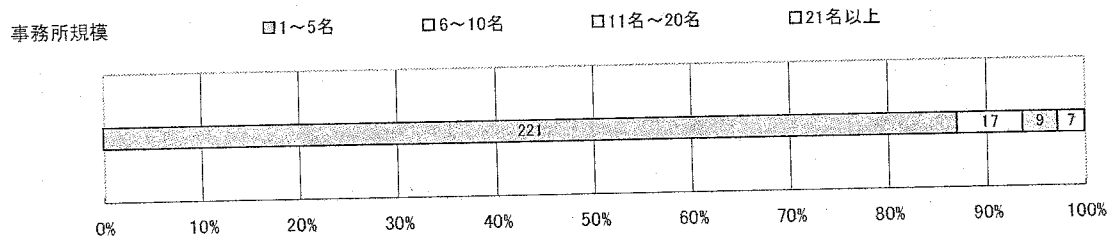
--	--

4. 業務契約と報酬に関する自由意見をお書きください

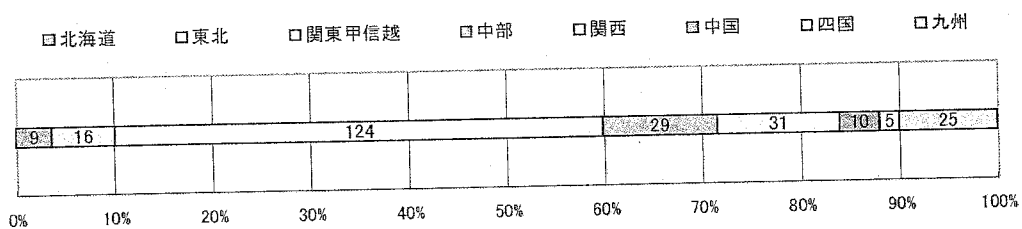
アンケート集計結果

(構造設計専門事務所のみ 有効回答 254)

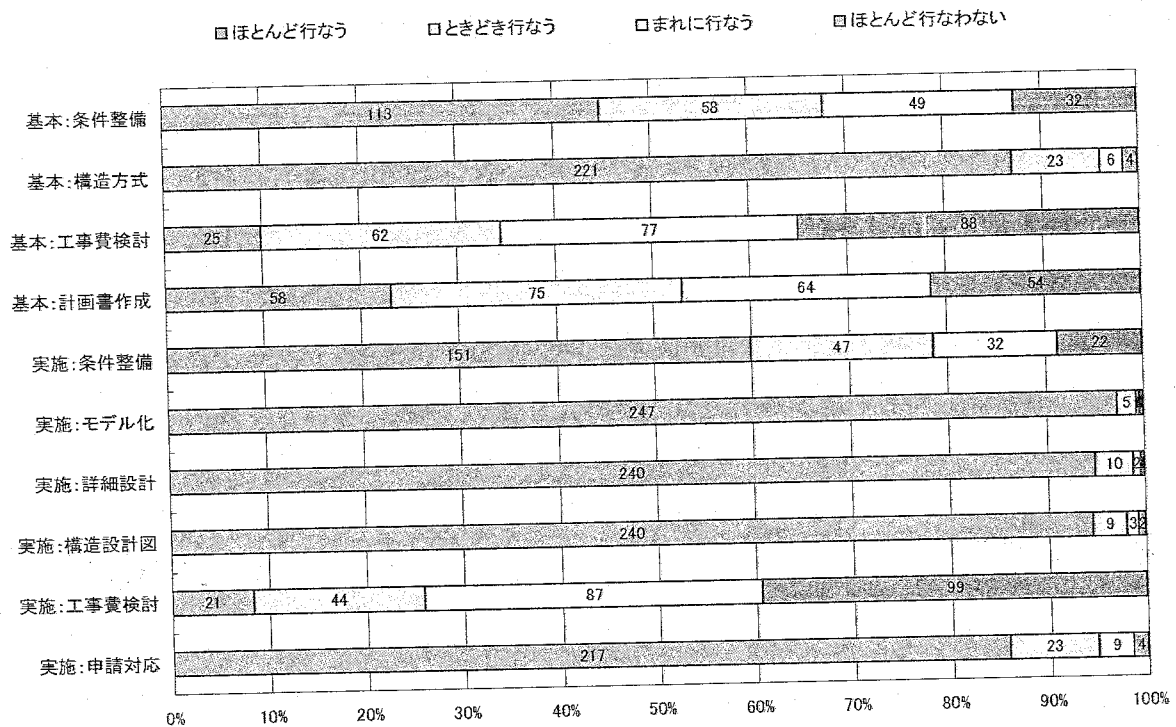
設問0. 業務組織形態



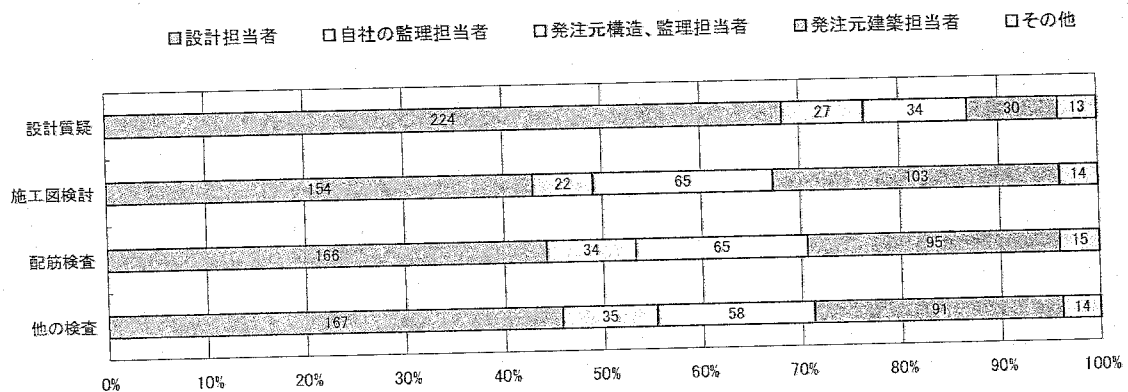
所在地



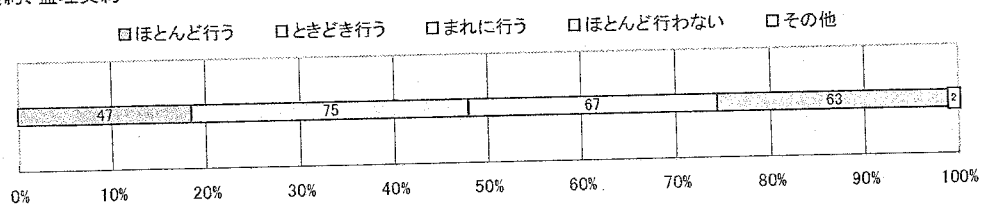
設問1. 構造設計業務内容



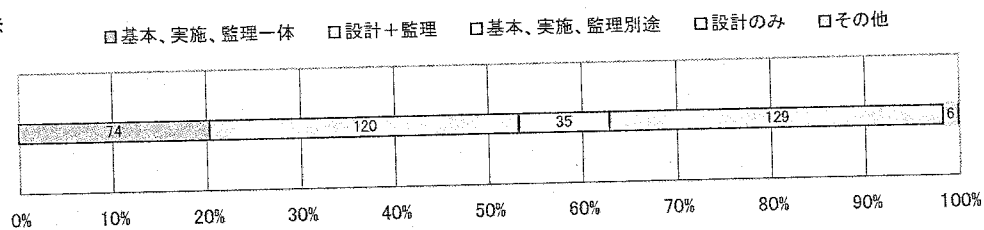
設問2. 構造監理業務内容



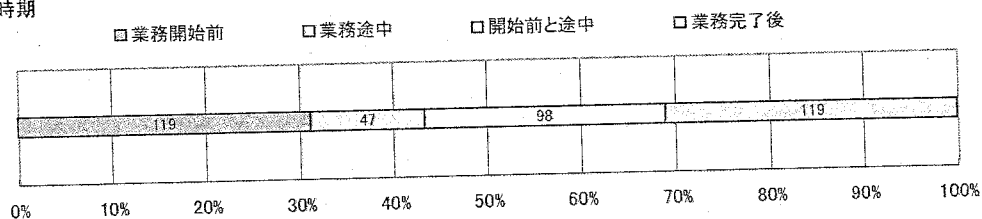
設問3-1. 設計契約、監理契約



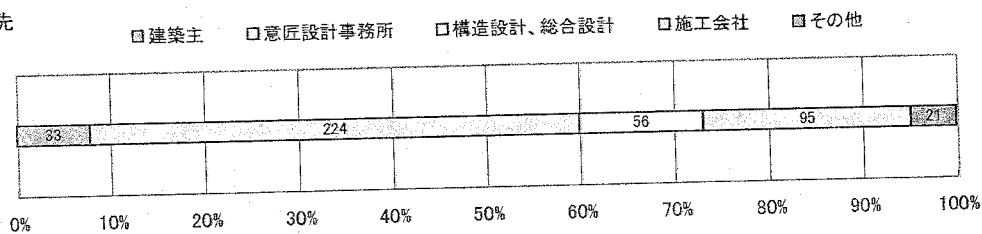
設問3-2. 契約方法



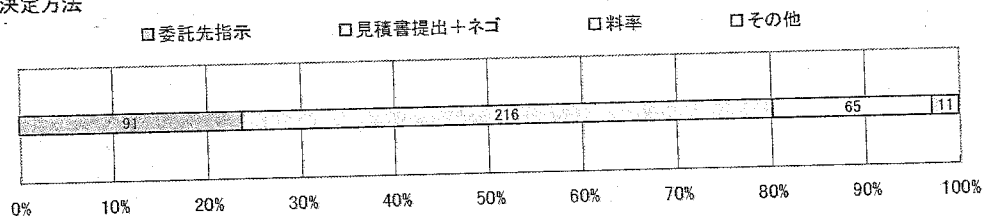
設問3-3. 報酬決定時期



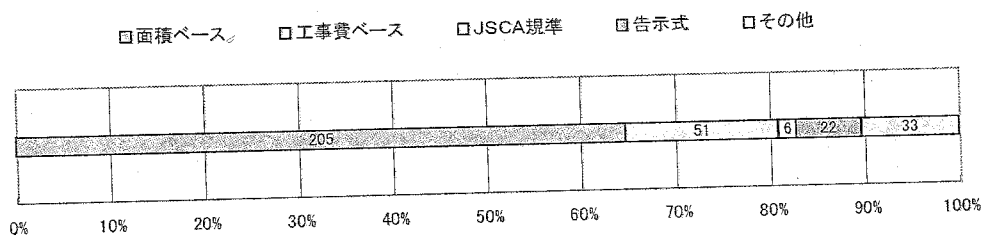
設問3-4. 主な受注先



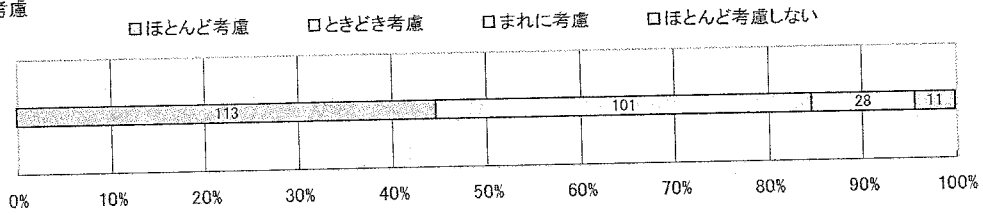
設問3-5. 設計料の決定方法



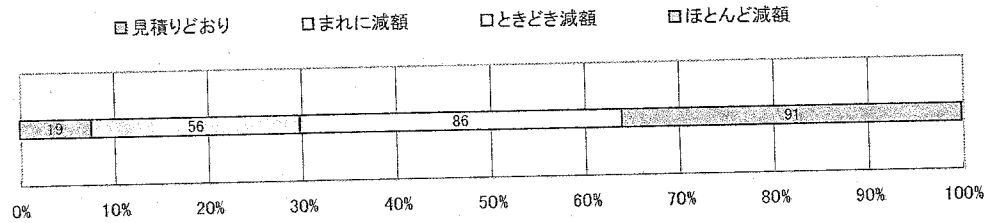
設問3-6. 見積書作成の根拠



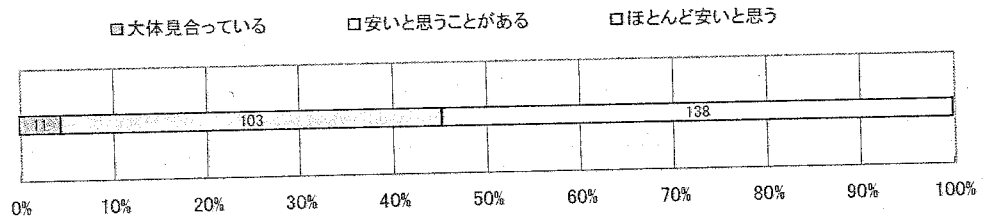
設問3-7. 難易度の考慮



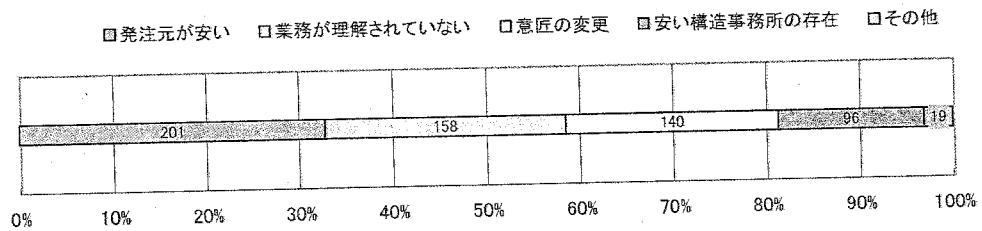
設問3-8. 見積額と決定額の関係



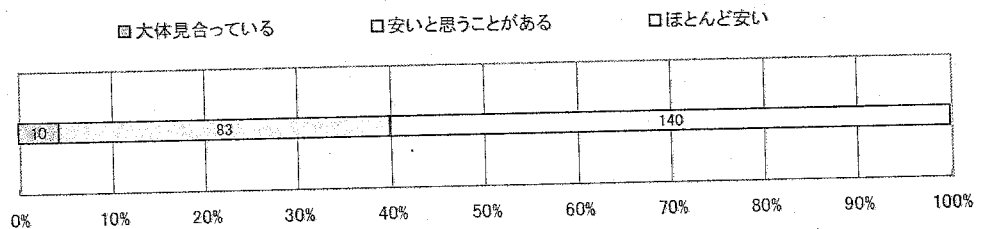
設問3-9. 設計料は業務内容に見合っているか



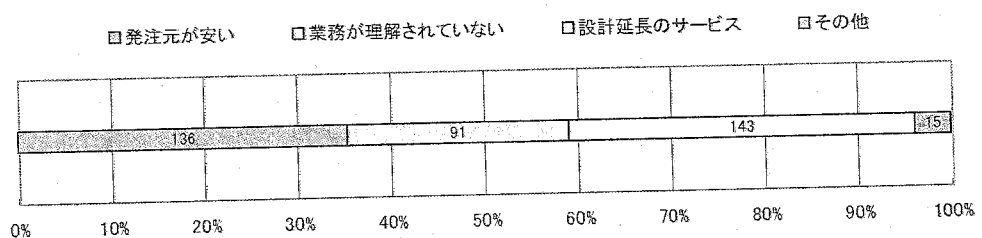
設問3-9A. 設計料が安い理由



設問3-10. 監理料は業務内容に見合っているか



設問3-10A. 監理料が安い理由



自由記述の内容

設問1: 基本設計

計画段階で相談されることは無い
当初から参画するのを原則としている

大部分は意匠設計さんが決定している

目標性能の設定
時々、クライアントに概要説明
工事費等は杭の比較検討など

構造グレードの設定、各工法の比較

設問1: 実施設計

施主に対する設計内容についての説明
耐震診断・耐震補強業務もかなりある
意匠設計の変更対応

見積チェックとネゴ
杭仕様については、設計・施工条件、経済比較を行い決定する。
工事費概算は重要である。構造形式が特殊な場合は、ほとんど行う。
構造工事費概算は見積事務所か意匠事務所が行う

会計検査のある場合の対応又はそのための資料作成

設問2: 構造監理

依頼物件についてのみ行う
困った時のみ連絡がくる
所長がチェック

施主との契約は設計・監理(構造も含む)でありながら、監理料を節約するため構造監理を発注しない場合がある。

設問3-9A 設計料が安いと思う理由

構造設計が直接人命に係わっているという意識が建築業界の中でさえ薄いのが問題
構造設計業務の作業量が建築主に理解されていない
構造設計料は技術料という感覚がないように思われる

発注者に意匠一社で業務を行っていると思われることが原因だと思われる。構造設備も関与していることを説明すべきであ
構造設計業務は下請けイメージが強い
設計料における構造設計に対応できる予算がもともと少ない
発注元やデザイナーの変更が多すぎ、業務量に見合っていない

構造設計者のなかに、報酬に伴って責任が重くなるのがいやだいう考えが、根強くある。
安いことにあきらめている
私を含めて構造設計者は人がよすぎる

アンケートの自由記述

1. 構造設計者や構造設計業務の意義が社会や発注者に認識されていない

1	日本において、設計報酬の認識は、特に発注主側では、材料原価が伴わない為、安すぎると思います。新構造基準になると、業務内容が複雑になり、ますます業務内容に見合うだけの報酬にならなくなる恐れがあります。全体としての報酬に対する最低基準のようなものは決められないのでしょうか。今現在、報酬の引き上げの動きはあるものの、今後の見通しは暗いです。
2	最近では構造の重要性を認識してくれる発注元が増えてきましたが、未だに下請け扱いをして、こちらの要望も聞かずに、黙って注文書を渡されるところもあります。役所などは「耐震診断は構造屋さんの仕事だから」と単独で発注してくれる傾向になってきています。中には新築物件も構造を分離発注した方が良いといってくれる担当者もいます(まだですが！)
3	日本人の特性なのか、アイデアとか時間とか目に見えないものに金を出すということを嫌うという感覚はまだ根強いと思います。一般的にサービスを買うという意識はある程度理解されているのですが、こちら側がどんなサービスをするのか・できるのかはまだ一般的になっていない状況では、「報酬を適正にする」ということは理解は得られても、「いくらが適正か」ということを発注者に受け入れてもらうのは困難な状況が続くでしょう。あまり期待はできませんが、告示の改正にしてもその基準をどこに置くのかということが重要になると思います。
4	結局エンドユーザーが、設計料に対する理解がない為、平気で変更追加をしてサービスと思っている。またそれに対して、意匠事務所なり、施工会社が請求できない為、しわ寄せが構造設計者に来ていると思います。
5	設計監理業務に対する発注者の意識が、現実にはそぐわない低さだと思われます。構造設計・監理に対する建築家(意匠設計者)の意識も低いと思います。当事者である構造設計者の努力が求められるところです。個々の努力をバックアップするための集団的なアピールも是非必要と感じています。
6	・よくある2000~3000㎡程度のマンションの構造設計料(基本+実施)が、ここ5年くらい前から、600~1000円/㎡だったのが400~600円/㎡程度とされることが大変多く、変更等も非常に多いため丁寧に設計すると殆どペイできない状況です。・よって、大急ぎで設計しているのが現実で、こういったことが起こるのは、意匠設計者、施工者、施主の無理解が第一の原因で、次に構造設計者の電算世代が設計をコンピュータ処理と考えて早く安く設計するためだと日々痛感しています。・今後の対策としては、個人レベルではあまり意味が無いように日々感じるため(いつも個々には相当抵抗しています)、法との兼ね合いもありますが、ある程度協会等の立場から適正設計料を主張、確保しないと、現実には第2第3の姉歯は防げないと思います。・安全性を検討する職業に、あまりにも自由競争原理を適用し過ぎたため、根本的に無理が(時間、コスト的に)生じていると思います。
7	弁護士、お医者さん(病院)に向かって報酬額を値切るのは余り聞かないが構造設計報酬額を値切る事はこの世界では一般常識である。まともに払う者がバカと言われる。これは建築業界そのものがすべての業種部門において値切る事が当たり前である事が原因である。この絶好のチャンスに「構造設計報酬額は値切れない弁護士、お医者さんと一緒だ」と言う様な方法を考えつかないといけない。是非とも見積書の根拠となる各部門の人工表を作成し各雑誌・協会・新聞・マスコミに発表してほしい。

2. 意匠事務所(発注元)の設計料が安いことが問題である

1	見積を行い積み上げると、発注元の予算を大きく超えてしまいます。これは民間工事でも公共工事でもおなじですから、要求されている作業に対する報酬が根本的に低いと考えざるをえないのですが、予算がないと言われてしまえば下請け体質の現状ではどうしようもありません。構造設計者も基本計画から等とよく言われますが、現実にはそのような事は発注者は望んでおらず、机上の空論だと考えます。
2	意匠設計事務所が設計契約を発注元と契約しているが、その設計、設計監理報酬が安すぎるため、構造設計料が安すぎると解っていないながらも、意匠事務所と長年のパートナー関係にある場合、低い金額で受けざるを得ない。また、監理に関しては、構造設計事務所で行う業務範囲が曖昧であり、通常の監理業務以上の要求や他者(施工会社等)の責任範囲までも求められ、発注者に都合の良いように使われることがある。
3	結局エンドユーザーが、設計料に対する理解がない為、平気で変更追加をしてサービスと思っている。またそれに対して、意匠事務所なり、施工会社が請求できない為、しわ寄せが構造設計者に来ていると思います。
4	構造設計料が安い原因の一つに、発注元の役所の設計料が業務内容と比例していないと思われます。設計の競争入札で異常に安い設計料で設計を受けるところがあるので、それに伴って構造設計料も安くなっているように思われる。
5	役所発注で元請設計事務所が入札により低価格で請け負ったとき、構造設計を頼まれた場合について思うことですが、本来下請には低価格である意思はまったくなく、低価格で落札したのは元請設計事務所であるのに、下請事務所にその負担を強いるのはおかしいと思います。構造事務所を良いパートナーと考えるなら正當な報酬を元請が支払い、安く落札した責任として、元請が負担を強いるものと考えます。現状は下請けとなる構造事務所にひどい安い単価で仕事おっつけしている場合がほとんどで、都合のいいパートナーとしか考えていないのだと思います。
6	公共工事で、当該行政が設計業務のうち何割もを担っているとの名目で、設計料がかなり下げられています。こういうことがなくなると、民間工事での設計料も低い水準になってしまうと感じます。このようなことを防止するような規定にすることはできないのでしょうか。また、工事費のイメージ自体がもっと高くならないと、設計料を高く設定しづらいとともに、設計および施工の技術の向上が留まってしまう懸念があると感じます。
7	設計事務所の認識の違いにより報酬に関しては、ばらばらなのが実情です。特にマンション系は各デベロッパーでの設定で決まっております建築事務所自体が四苦八苦しているのが実情です。基準法改正にともない設計負担も増えますがどこまで発注者が認識してくれるか、認識させられるかが重要ですが、結局設計側の負担だけがが増えていきやすい流れになりがちであることを危惧しています。
8	マンションなどデベロッパーが絡む仕事は銀行が勝手に設計料の料率を決めている。それが、工事費の3%として、監理料は銀行員の頭の中に無い。設計契約はかなり仕事が進んでから行われ、足元を見られ1%程度の料率で設計監理込みの契約を結ぶ設計者もある。銀行からの融資の流れを正常に戻すことと、設計料と監理料の支払料率が悪い場合には設計者の賠償責任など無くし、発注元や銀行が全ての責任を負うというシステムにしないと、構造設計契約自体が正常に行われない。
9	設計業務の作業量は増える一方なのに、設計に対して(意匠・設備も含め)デベロッパー(施主)の理解が低すぎる。見えないものには金を払わないという体質から抜けきれていない。全体の事業ベースから考えると設計料などは微々たるものなのに、VEを行うときに削りたがる。一人事務所が異様に安く受注するので、その感覚で法人に対しても同じ料率で要求されることがある。

3. 全体設計料の中で、構造設計料の配分が不明確である。設計料の内訳を明示すべきである

1	告示1206号の人日数で算出する方法は設計としての人日数です。構造設計として別途算出方法を確率するべきだと思います。設計全体として算出するのであれば、意匠・構造・設備の比率を明確にする必要があります。
2	・安いと思うときは、全体設計料のなかでの構造設計の比率がブラックボックスである事が多いため、決定した設計料について検証できない。発注者(意匠事務所)との関係は継続的なものなので最終的には発注者の言い分に近い形で決着することがほとんどである。告示式はあまりにも現実と離れすぎている。設計料と品質の関係を構造設計を含めて施主の理解が必要である。
3	1. 構造設計業務の内容が施主に理解されていない(意匠設計事務所と構造設計事務所の怠慢が原因かも)、意匠設計事務所の設計料に対する構造設計料の額は、施主に伝わっていない。(構造設計料を施主が知ったらこんなに安く構造設計しているのか驚いたりする可能性もあるのでは)よって施主に対する構造設計料の開示が必要では。ということは設計契約書に構造設計料の明示(構造設計料がアンケート、等及び告示1206号で決定しても意匠設計事務所に搾取されてしまうのでは)と確実に支払っているという証明をすることの法制化が必要と思われる。というのは意匠事務所から構造設計事務所は下請けという認識があり、構造設計料の支払いを1年後とか、又、支払われていないというのが現実にある。 2. 意匠設計料、構造設計料、設備設計料それぞれを分離発注することへの研究及び法制化が必要では。
4	・構造設計料の料率が面積で決定されているのはおかしいと思い続けています。しかし、設備と構造を工事費による案分にして欲しいと要求しても受け入れられない。何故なら、過去において、そういう実績が無かったからです。特殊な建物より、普通の建物の方がはるかに多いと思いますが、そうなると設計料は「量り売り」になってしまいます。一個人では、なかなか改革をするのは難しい事です。
5	構造設計料率について適正価格が曖昧なため、他ではもっと安いと言われる。構造設計者の立場の違いもあるが、横のつながりが弱く、同業者同士の意見交換の場が少ない。結果意匠事務所に言われるままと易い。設計料は、意匠+構造+設備で決めるべきで、一括して意匠事務所の裁量で決めるのは問題が残る。それぞれの希望を出し合い話し合いの中で決めるべきだ。
6	意匠事務所の場合、契約書なし、報酬は業務完了後人工による話し合いが多い。いつも値切られる。設計変更による大規模な計算のやり直しについては、請求しても、もらえない。(小さな変更はその都度対処しているので請求はしない。最終段階での大規模変更が貰えなかった。別物件を断って取組んだにも関わらず)今後は契約をとりかわす必要がある。またその時の目安が必要である。意匠事務所がどれ位で契約しているかわからない場合が多い為配分料率が判らないのは問題である。実施段階の大規模な変更設計については契約等で別途請求とかを謳う必要があると思われる。最近、意匠・構造・設備の分離発注という形態を模索中。

4. 意匠設計と構造設計を分離発注すべき

1	別途発注を制度化しない限り、下請けは逃れられない。構造設計者をパートナーとして考えてほしい。
2	耐震偽装事件をきっかけに構造設計という仕事が社会的に認知され、その重要性が知られてきました。これを機に意匠設計と独立した発注者との直接契約を実現し、適正な構造設計報酬が得られるよう、周辺に働きかけていきたいです。
3	今までは施主との打合せは稀であり、発注先よりの指示であったが、これからは責任を求められるのでその分前へ出て行き施主と設計監理の契約をしたいと考えている。
4	今般、耐震診断・耐震補強設計(官公庁発注)は構造専門事務所が入札で直接受注できるため、業務報酬としては採算性が良い。同様に、官公庁発注の設計委託について、構造専門事務所が構造設計・監理業務のみを直接受注できる分離発注をしていただきたい。構造設計技術者の適切な業務報酬を確保するために発注側の官公庁、民間建築主に対して理解して頂きたい問題だと思います。
5	1.業務契約は建築主と直接、業務内容を説明して契約を行う事が必要と考えております。 2.報酬については1項と同様に、建築主に業務内容の重要性和必要性を説明して、対価を理解して頂いた結果報酬料を決定する事が必要と考えます。(権限と責任のバランス) 3.上記報酬料には、日々進歩する技術を習得するに必要な業務量を含むことが必要と考えます。 (設計者は1年365日無休で昼夜を問わず勤務が当たり前の風潮を払拭する事が必要。安全安心へは集中力の保持)
6	民間企業との仕事では、見積書を提出しほぼ満足できる報酬をいただけるが、年間の売り上げの20%程度である。意匠設計事務所の仕事は、年間を通してあるが、報酬は民間企業の50%以下である。意匠事務所の設計料は、消費税額より少ない場合が多く、構造・設備・積算・意匠ドラフト事務所への下請け料は目をおおうばかりである。これからの構造技術者は、直接発注者と契約が出来るような法的なシステムが必要と考える。

5. 構造設計者も契約の重要性を認識すべき

1	構造業務の設計内訳・監理内訳を明記し契約書を発注元と取交し、業務に応じた報酬を要求する。契約書の内容は慎重にならざるを得ないが、地位向上の為には必要と考えます。
2	業務契約の制度がなく、口約束で仕事するので発注元が集金するまで心配である。また、意匠設計の下請けであるので、報酬を合わせる事が多い。
3	規制緩和・自由競争と言う名の価格のみの競争をいつまで続けて行くのか?いろいろな事が、ボランティア精神では、成り立ちませんよね。せめて、契約書は、きちんとしてもらいたいものです。支払われずに廃業されるケースも出てきました。
4	報酬基準は、業務量の大小及び質の如何で決まるものとおもいます。特に、川上業務量の人区量の表現方法は難問です。現行のJSCA基準は、「業務基準」、「報酬基準」の二本立てですが、両者の相互関係(インタラクテヴ)は確立しておりません。今回調査で、この辺が見えてくることをのぞみます。

6. 追加業務や変更作業に対する報酬の認識がない

1	具体的には、分譲マンションに多く、確認申請業務以外に、住宅性能評価、住宅品質保証等の対応業務が大幅に増えてきている。
2	設計スケジュールがタイトな為に、発注元で意匠設計との打合せが十分でなく、作業開始後の手戻りが大変多い。極端な場合には、作業終了後でも大幅な変更を強要される。発注元構造設計者の折衝能力の問題も多分にあるが、発注元社内における構造設計の立場が弱いことも大きな要因である。このような場合に生じた、所定外の業務時間に対する評価が正当にされないのが現状です。また、当方にも作業工程があるので、上記のような予定外の作業は、当初の工程に無理やり押し込める為に経費増になることが多い。
3	発注元事務所の常識にもよるが、一度想定した報酬額は実際生じた意匠設計の変更作業量で反映、再評価することがない=意匠、設備担当者も含め構造設計業務の内容が理解されていない。結局設計の進め方に文句も言わず言いなりに安く請け負わせる事務所やまたは断れず請けざるを得ない下請けの現状、悪循環がある。報酬額の見直し作業を進めていると思うが、どここの発注元事務所も外注事務所に頼る部分がかかなり多い、元請け事務所だけの益では何の解決にも成らない。この機会に末端まで行き届く罰則付きの最低報酬枠の作成を願う。

7. 構造監理業務の必要性が認識されていない

1	構造監理業務が明文化されないで、言葉(地盤の目視地耐力検査立会い、杭打ちの立会い、配筋検査)での業務指示が一般的で、各プロジェクトごとの意匠設計事務所での作業内容が違うことがある。
2	ある程度の規模がある場合には自社見積金額で見合うが、数百㎡程度では全体設計金額が少額であるため、多くの場合減額させられる。意匠設計事務所では、設計業務にかかった金額を監理業務で穴埋めしようとするところから、構造監理を委託することが極めて少ない。したがって、構造監理はあるポイントのみとなる。
3	構造設計と構造躯体の監理は一体業務とすべき。それに伴う報酬は躯体工事費の4%~5%とすべきと考ええる。施主と直接契約出来るシステムを法的に決めること。
4	構造設計者が現場監理せず、意匠設計者がすべてみている現場があまりに多く、構造検討無く現場で壁等の躯体を変えている例が今まではあまりにも多かったと思います。この状況では、姉歯、アパ等以前の問題で、やはり全体の理解無くしては何もはじまらないように思います。

8. 今回の法改正と業務の問題

1	「構造設計」という重要な行為に対し、官民共に軽視していた事のツケが今度の事件で一気に吹き出した物と思います。仕事量と報酬の多少比較と言うより一般的な生活が営める報酬が得られる状態を維持したいというささやかな願いがあります。改正法施行後も今まで通りの責任のもてる構造設計を行なっていくのみです。
2	ここ1年ばかりだが、発注者からの構造設計者に対する態度・発言は180度変わった。つい先ほどまでは、工事費の削減の特攻隊員的な存在だったが、もう、発注者から不容易な発言は出なくなり幾ばくは開放されたと思う。しかしながら、前容と設計料とは別の話であり話が設計料となるといまだ別物である。基準法改正等はあっても結果、仕事・業務量・責務・設備投資額がただ増えただけで構造設計者の負担増という形となったと思う。
3	耐震偽装事件以来、構造計算に関しての信頼が低下し過度の確認・問い合わせ等増加して、しばらくは業務が停滞する程だった。しかし、これを機に構造計算の重要性・必要性に関して一般にも、理解が深まり、構造計算が外観を落とす事無く建設費を落としやすい部分であるという間違った認識が正される機会になったのはいいことだと思う。現代人がファッションよりむしろライフスタイルや健康を重視するように、建物も意匠に劣らずその命を支える骨組みとなる構造に意識を向けるべきだし、それに携わる知識や経験を持った構造設計者が発注元に対し『立場の弱い下請け』であってはいけないと思う。そのためにも、業界全体を上げての報酬の体系化と職位の確立を望みたい。
4	今後頻繁に起こり得る(?)構造設計上のケアレスミス等により申請の出し直しが発生した場合、再提出にかかる費用負担(申請手数料含む)の問題が生じて来る。また、これにより着工及び竣工時期が遅れたりするケースも考えられ、構造設計者の責任はどこまで波及するのか。業務契約で明記できるのか。

9. 構造設計業界の将来像に対する不安

1	基準法改正によって益々構造設計の重要性が増す中、構造設計者の地位向上の良い機会と期待しているが、責任と作業量は数段増大しているにもかかわらず、報酬は以前のまま推移しそうで、構造設計者仲間特に若いものの意欲が薄れていく感じがしてならない。最近も小生が期待していた県内の優秀な若い構造者が二人、構造に見切りをつけてしまった。何とか成らないものかと悔しい思いをしている。これは、多くは責任と報酬の問題が大きいと実感している。
2	当社の様な構造「専業」事務所の場合、営業力不足から、意匠事務所との契約がほとんどである実体に、報酬の低さ以外にも、発注元とのクライアントの協議が必ずしも十分にできない場合もある点、問題ありと考えています。更に、報酬の低さによる収益の悪化で、後継者育成の余力は無いに等しく、今後益々増加するであろう「構造」業務の需要と供給のアンバランスによる弊害が危惧されます。手を付けなければならない部分は多いと思いますが、官庁発注の設計業務の中には、構造設計分離発注が可能なものも多いかと思われます。

10. 報酬規定への要望

1	設計料の告示が改正されるそうですが、現在の告示を守っている設計事務所はいるでしょうか。特に地方の設計事務所は皆無だと思えます。全ての設計事務所が現在の告示を守っていれば改正しなくてもよいのではないかと思います。唐突な意見ですが、告示を改正することも大事ですが、それより告示を守らせる法律が必要かと思えます。
2	不動産業界などの様に報酬の下限値を簡単に決められるツール(式など)を団体や国が決め、違反の無いような仕組みを作る事が大切だと思います。姉歯騒動の大きな原因は、簡単に処理できるPCの存在と低い報酬から来るモラルの無い手抜き設計なのですから。6月から実施される確認業務でハードルを上げる事より、技術者が安心して活動できる環境作りが、手抜きの無い構造設計を維持する大きな要素と考えます。又、反面、未熟な技術者が多く存在した事にも驚かされましたので、一定の技術レベルを確保出来る仕組みも必要かと思われます。一般的に構造設計者は、1~2名程度で活動しており、報酬を高いレベルで維持できない社会的立場であることにも問題があると思います。
3	現実の問題として、我々の様な地方(個人)の構造事務所にとって業務契約そのものがなじまない部分があります。それは、建物の規模や報酬や絶対数等、中央(東京)と比較にならない程少ないからです、その傾向は、ここ数年益々ひどくなって来ている様に思えます。
4	クライアントからの変更の要望など意匠の変更が多いし、それを審査する許認可側がデリケートになっているので、大局的に問題なさそうな箇所でも検討を求められるので、構造の作業量が急増している。もったいもないのにエネルギーを使いたいの、許認可を受けるためにパワーを相当費やさざるを得ないのが厳しい。今までのように仕事を受注していると、作業量からいってこなせなくなる可能性が高いので、仕事量を抑える方向に向かわざるを得ない。年間で同じ設計料を確保するためには設計単価をUPしてもらわなければならないと考えている。
5	今後、保険料も考慮して業務報酬を設定する必要があると思います。保険制度の充実が急務と考えます。

3. 告示 1206 号の見直しに対する要望

1) 標準人日の算定は工事費ベースではなく、床面積ベースが望ましい。工事費は仕上げや設備のグレードにより増減するが、それらは構造設計業務の量には直接には関係しないと思われる。

2) J S C A の過去の調査によると、現状の告示 1206 号の工事費と業務量の関係では小規模建物の構造設計業務量が過小評価される傾向にある。標準人日の設定にあたって考慮していただきたい。

3) 変更業務に対する報酬のガイドラインが必要である。もともと、設計とは試行錯誤を繰り返して建物を作り上げていくものあり、設計の一貫として複数の案の検討を行うことは当然である。しかし、構造設計は緻密な構造計算と一体となつての設計が必要であり、今後は基準法等の改正によりさらに設計における完成度が求められている。そのため、実施設計途中での変更には多くの時間と労力が必要であり、そのことが発注者も理解不足である。変更業務として報酬が必要となるものを明示し、発注者にも理解を求めることが必要である。

①建築主の都合により設計の前提条件が変わった場合

②実施設計最終段階において、建築主と意匠設計者の詳細打合せの進行に伴って生じる変更で、構造体の大幅な変更が生じる場合。施工会社との見積り調整によって発生する変更も含まれる。

①の場合は主たる原因が分かりやすく、発注者に報酬を要求することは可能である。現状は設計契約書でこのような取り決めがされていたとしても、いつも実行されているとは限らない。意匠事務所が発注者と契約を行い、上記のことが実行されていない場合は、当然ながら構造事務所の変更に對する報酬は無い。②の場合は、原因が設計者側に起因する部分もあり、発注者への追加報酬の要求は困難と思われる。しかし、意匠事務所から構造事務所に業務を再委託している場合は、構造事務所側から見ると、発注者側の都合による変更とみなせる。アンケート調査でも、この種の変更に對しての報酬が無いことの不満が多い。

4) 告示で標準人日を定めたとしても、それにより算定した設計監理料に対して、実際の設計料が下回る場合もありうる。その場合にも、構造、設備設計料の割合を決めるガイドラインとの役割を持たせるべきである。アンケート結果でも、構造設計料が安いと思う理由の多くに全体設計量の中で構造設計料の割合が見えていないということがある。また、アンケートは分離発注を望む意見も

あるが、分離発注で無い場合においても意匠事務所が発注者と包括的に契約する場合には、各分野の設計料割合を決定する際のガイドラインと位置づけるべきである。当委員会の審議範囲ではないが、公共建築では、各分野の設計料を明示した契約とすることを望む。

5) 構造設計においては規模とともに、難易度による業務量の違いが大きく、業務基準としてガイドラインを示す必要がある。難易度の評価として下記の項目が考えられる。

- ①耐震設計ルート及び適合性判定の要否
- ②認定プログラム使用と非認定プログラム使用
- ③構造種別（RC、S、SRC、PC、木）
- ④建物の特殊形状、特殊工法の採用

6) 標準業務と特殊業務の項目の見直しが必要である。

- ①民間小規模工事では基本設計と実施設計の明確な区分がないこともあり、基本設計計画書の作成は標準的な業務ではない。

7) 監理業務の見直しが必要である。

- ①見積調整により設計内容の調整を行なう場合もあり、施工者選定や工事請負契約への協力は設計業務とすべきである。
- ②設計意図伝達は工事段階における設計業務（設計者でなければできない業務）とすべきである。JSCAアンケートでも、工事監理は行なわないが、設計質疑対応は行なっているとの回答が多く、サービス業務となっていることの指摘も多数ある。

8) 改正基準法による業務量の変化の影響を考慮していただきたい。今回の改正により、意匠、構造、設備の全てにおいて申請に関わる業務は増えると思われる。しかし、構造設計業務の増加量が最も大きくなることは明白である。アンケートでも業務の増加に報酬が追いつかないという不安の声が寄せられている。改正後の実態調査を行い、告示改定に反映させていただきたい。

I. 総論

1. 設計の目的と業務報酬等に関する基本的考え方
2. 設計業務領域の拡大－深化・分化・スピード化・多様化－

II. 業務報酬基準(告示1206号)の見直しについて

1. 建築物の用途等による類別(生産施設を中心に)
2. 専門分野別の業務実態
3. 多様化するプロジェクトでの調整・マネジメント業務と柔軟な対応

III. 設計図書の完成度について

IV. 工事監理業務の実効性について

V. 設計賠償責任保険の充実について

I-1. 設計の目的と業務報酬等に関する基本的考え方

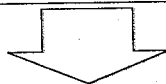
法の目的

建築基準法 第1条

『この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。』

設計とは 「建築主の要求条件」を盛込んだ「法規定に適合した安全な建築物」の「工事を実施するために必要な図面」を作成することです。(建築士法第2条第5項)

設計の目的は 「安全性が確保され、環境に配慮した良質な社会資産としての建築物を提供する」ことです。

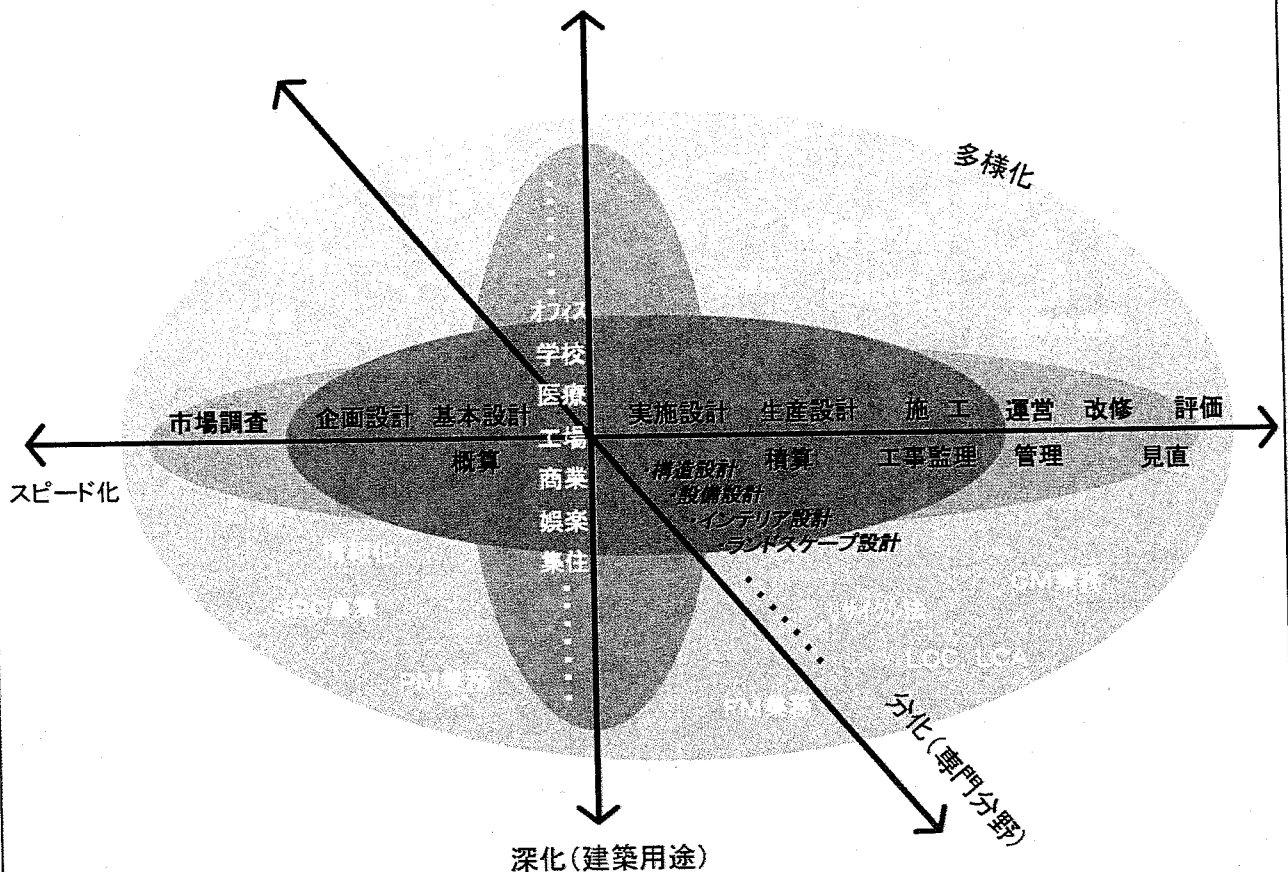


したがって

国民の生命・安全に係る建築物の設計行為の対価としての報酬は、「フィー」であり、単なる「コスト」の積み上げだけではないという認識をもつべきです。また、良い建物を設計し、建設することが市場経済上も成り立つような、市民文化が形成される社会基盤の構築が基本であり、そのための施策(教育、補助金、顕彰等)も一方で進められるべきです。

可能であれば、告示の前文に「設計行為は良好な社会資本の形成に寄与する行為である」という、文化的な意義をアピールする文言を入れられないか検討したいと考えています。

I-2. 設計業務領域の拡大－深化・分化・スピード化・多様化－



深化(建築用途)

新規分野(先端技術)の増大等に伴う業務の質の変化や既存分野でのIT化等に伴う機能、技術の高度化・深化が進んでいます。

- ・業務施設・・・IT、免震、制震
- ・医療施設・・・先端医療、PET
- ・生産施設・・・クリーンルーム、免震
- ・物流施設・・・自動搬送
- ・集合住宅・・・超高層、免震、SI
- ・商業施設・・・防災
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

分化(専門分野)

専門分野別での設計業務における役割分担と特殊専門分野との連携・協業を伴うプロジェクトが増加しています。

- ・意匠(計画)設計
- ・構造設計
- ・設備設計
- ・インテリア設計
- ・ランドスケープ設計
- ・外構・造園設計
- ・建築音響設計
- ・舞台音響設備
- ・サイン計画・設計
- ・照明計画
- ・イベント計画・設計
- ・店舗設計
- ・アート計画
- ・その他

スピード化

グローバル社会の下、産業界の国家及び企業間競争の激化による民間での事業スケジュールの短縮化に伴い、各段階での意思決定のスピード化と柔軟な対応が求められています。

- ・意思決定(事業、計画)
- ・合意形成
- ・設計スケジュール
- ・工事スケジュール

多様化

建築産業の環境変化に伴い、建築生産方式の多様化が進んでいます。

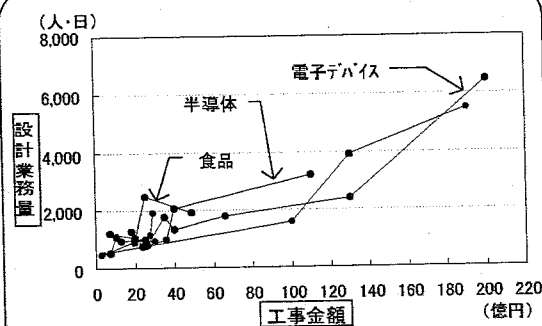
- ・PFI ・SPC ・BOT
- ・DB ・CM ・PM

以上の4つの設計業務を取巻く「環境の変化」を実態調査を通して裏付けし、その結果を踏まえ、標準業務の対象範囲及び分化が進んでいる専門分野の担当すべき役割を明確にし、時代に即した業務報酬基準の見直しを行うべきです。

Ⅱ. 業務報酬基準(告示1206号)の見直しについて

Ⅱ-1. 建築物の用途等の類別(生産施設を中心に)

産業界の変化は激しく、特に、製造業における技術革新・商品開発など、その影響を受けやすい第1類の生産施設での業務実態を見ますと、製造業態によりバラツキがあり、一律に業務基準を定めることは実態に合いません。



<業務内容の変化>

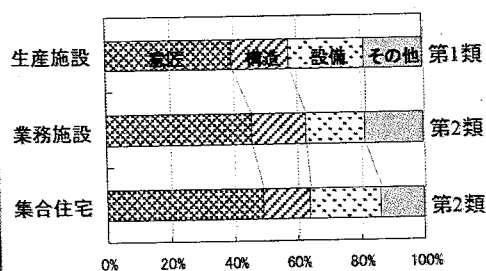
- ・発注者内部協議未決による設計変更対応
- ・別途工事等業者との設計上の調整、協議
- ・製造ラインとの調整、関連行政庁協議
- ・国際GMP取得の為の調整業務
- ・危険物へのリスクマネジメント計画対応
- ・別途生産機器メーカー・設備設計者との専門技術的調整

(BCS調査より)

- ・現行での業務実態を踏まえて、類別(第1類～第4類)の改定及び再定義を行う必要があります。

Ⅱ-2. 専門分野別の業務実態

現行での専門分野別(意匠、構造、設備、その他)の業務分担の実態を生産施設(第1類)、業務施設(第2類)、集合住宅(第2類)ごとに見てみますと、類別ごとの特性と同一類別内でも建築用途によって特性が異なることが分かります。



<主な業務の変化>

- ・各種申請業務(品確法等)の増大
- ・ディベの販売協力業務(パンフレット類チェック等)
- ・性能検証の確認業務
- ・住宅性能評価・各種許認可等の対応業務
- ・本社ビル等でのFM業務(ワークプレイス、IT)

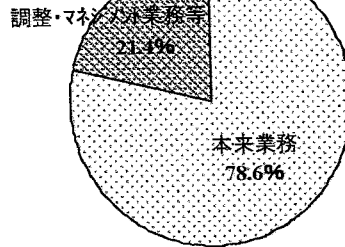
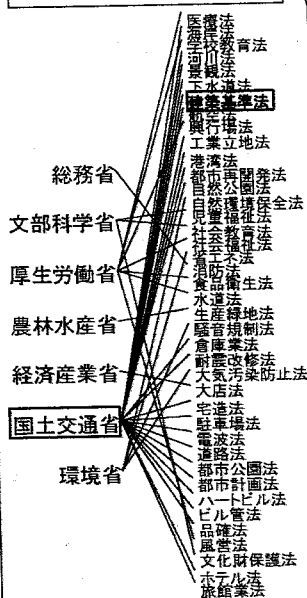
(BCS調査より)

- ・類別ごとに専門分野別の業務分担比率を定めるべきです。
- ・同じ類別内においても建築用途による違いを考慮する必要があります。
- ・将来の業務分担の変化も視野にいった考え方を明確にしておくべきです。
- ・専門分野別の資格の導入に伴い、略算方法等について、専門分野別ごとの報酬基準を定めるべきです。

Ⅱ-3. 多様化するプロジェクトでの調整・マネジメント業務と柔軟な対応

多様化する設計業務の実態は、総合調整・マネジメント業務等が設計業務量のかなりの部分を占めており(複合施設では約20%)、その内容も企画段階での「要求事項の明確化などの建築主への支援」(ブリーフィング)や多様な関連法規への対応から事業性の更なる向上に伴う工事中の設計変更対応と多岐に渡っています。

多様な関連法規への対応



<主な調整業務内容>

- ・発注者側の事業プログラムへの支援・協力
- ・異業種技術、特殊技術に係る調整
- ・専門分野(意・構・備)・その他運営会社、地権者等との調整・統括業務
- ・関連諸官庁との協議・総合調整
- ・テナント工事等での内装監理室との調整
- ・期中の設計変更に係る総合調整

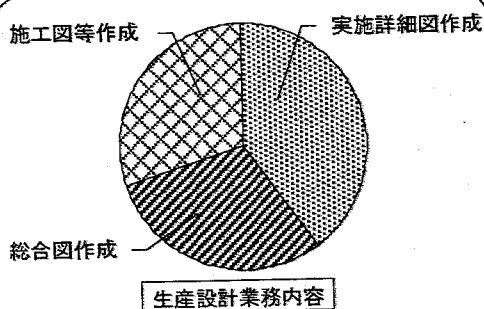
(BCS調査より)

・プロジェクト推進のために発生する狭義の設計業務以外の業務が標準業務化している実態を踏まえ、標準業務の対象範囲を見直すべきです。

・経済の発展に伴う実務の変化を踏まえ、一定の期間ごとに報酬基準を見直すべきです。

Ⅲ. 設計図書の完成度について

建築士法で設計図書とは「建築物の建築工事施工のために必要な図面」と定義されおりますが、その完成度については、実務において、現状では設計図書だけでは、直接施工できない為、施工できる図面を作成する業務(生産設計)が存在するという実態があります。



<施工者が求めている図面>

短工期、厳しいコストの工事で、早期に生産情報が入手でき、手戻り無く、効率的に施工管理を行う為に必要な完成度の高い図面

- ・整合の取れた図面
- ・未決定事項のない図面
- ・CAD化に伴うデータ連動可能な図面

(BCS調査より)

・実態調査を踏まえ、本来あるべき設計図書の完成度をいかに上げるかを議論すべきです。

・着工後の工事監理業務の実効性を上げる為にも「施工できる設計図書」を定義することは重要です。

・その際、欧米の現状や問題点も参考にすべきです。

<例>

日本での実施設計にあたる設計段階は、米国では「CONSTRUCTION DOCUMENTS PHASE」に対応し、文字通り施工の為の設計図書を作成する業務として位置付けられています。

IV. 工事監理業務の実効性について

現行告示1206号の工事監理業務(建築士法第2条)に関しては、設計者が行うべき業務と設計者以外の建築士も行える業務及び建築士が行えるその他の業務を明確に役割分担しているのが実態です。

告示1206号:別表(工事監理等)

【工事監理】

1. 設計意図を施工者に正確に伝えるための業務
2. 施工図等を設計図書に照らして検討及び承諾
3. 工事の確認及び報告
4. 工事監理業務完了手続

① 設計者が行うべき業務
② 建築士が行える業務

(職務として行う業務) 士法第2条
(建築士が出来る業務) 士法第21条
(その他の業務) ③

【工事の契約及び指導監督】

5. 工事請負契約への協力
6. 工事費支払審査及び承諾を行う業務
7. 施工計画を検討し、助言する業務

<工事監理業務の見える化のため>

・建築士法第2条の「工事監理」に則り、

①設計者が行うべき監理業務と②設計者以外の建築士が行える監理業務の範囲(役割分担)を明らかにするとともに、第21条の③建築士が行える「その他の業務」を加えた、3つの業務の役割を明確に区分し、それぞれについて標準業務のガイドラインを示し、多様な監理契約が行われている実態に対応できるようにすべきです。

・建物自体の品質の造り込みは、基本的には施工者が行うべきものです。「品質に係る工事監理業務」は、その監理手段(ex検査方法等)を明らかに定めることによって、実効性を上げるべきです。

V. 設計賠償責任保険の充実について

現状は以下のように発注方式に合わせて行っています。

設計施工一貫工事においては…工事建設保険、瑕疵保証責任保険、請負業者賠償責任保険等、様々であるが、会社として一元責任を負っている
設計・施工分離工事においては…専門職業人賠償責任保険等に参加している

今後とも発注方式の多様化を見据えた保険商品等の充実を図るべきです。

資料 5

平成 19 年 6 月 1 日

業務報酬基準・工事監理小委員会
検討事項に関する課題についての意見

(社)日本建築士会連合会
峰政克義

現在、建築士たちの業務報酬が低い水準で推移しており、それが社会的な問題を引き起こす遠因となっていると思われます。また、工事監理業務についてはその業務内容、担当すべきものの役割分担、業務責任の問われ方など問題で生じております。今回、業務の内容と担当すべき者の役割を明確にし、それに見合う報酬を定めるためのガイドラインが造られることを期待し、そのために必要な調査や検討について意見を述べさせていただきます。

1. 業務報酬基準について実態調査で明らかにし、改善したいこと

1. 1 業務報酬基準の活用実態に関して明らかにしたい事項

1) 業務報酬算定根拠としての活用実態の把握

活用の実態調査から、実費から積み上げる方法によるか、あるいはそれにより作成した料率表によるか、を調査し、同時にそれらの算定方法に対して値切りがどのような根拠で行われてきたか、その実態を明らかにする。

2) 業務内容の一般定義としての活用実態の把握

設計工事監理業務の内容が詳細に記載されている 1206 号告示が、当初予定していなかった係争時の根拠などへの活用がなされている実態を明らかにする。

1. 2 業務調査結果を踏まえ、将来も見通して改善したい事項

1) 建物の類別の考え方の修正

調査実態に合わせて建物の類別を改正すると同時に類別を定めた考え方を明確にし、これからの生じるであろう明確な類別に当てはまらないものへの対応も可能とする。

2) 役割分担(専門技術別、業務分担別)別の人工数算定について

実態調査により、専門技術別などの設計業務の役割分担、とりくむ組織体制を明らかにし、これからのさらに進むであろうと思われる役割分化にも備えて、その考え方を明らかにする。

3) 報酬基準が対象とする業務内容について

① 企画業務の業務報酬の明確化

従来から、前段階と考えられ、報酬対象に含めていなかった建築の企画業務の重要性が増し、時として報酬なしで行わざるを得ない事例もあることから、実態調査に基づき適切な業務報酬を検討し、明確な形で組み込み、将来まで展望可能なものとしたい。

② 実施設計段階の見積書作成の業務報酬の明確化

実施設計に概算書の作成までは含まれているものの、実態としては内訳明細まで含む見積書作成まで実施設計業務に含めて行わされている場合も多いようであるので、実態調査に基づき適切な業務報酬を検討し組み込み、将来まで展望可能なものとしたい。

③ 工事中に行われる設計変更業務を調査し、その業務報酬の明確化

施工段階における設計行為、およびそこで工事監理業務と並行して行われる設計変更行為の実態を調査し、工事中に行う設計業務の報酬参詣の基準を検討、加えることとしたい。

④ 施工図等の施工者との役割分担の明確化

施工図などの施工者との役割分担などについて実態調査をもとに業務を明確化し、将来まで展望可能なものとしたい。

1. 2 新しく定める業務報酬基準の実効性を確保するために

1) 実費精算を基にする 1206 号の本旨を生かす

1206 号が定着しなかったのは、それぞれの団体が積み上げによって作成した料率表に頼ったためと考えられます。改正では、1206 号告示の本旨を生かして、実際の業務を想定し積み上げる人工数を基に、それに経費、技術料を加える基本的な算定方法の使用励行とそれに基づく発注者への説明、発注者との交渉を行うなどを義務付けることを第一としたい。

2) 設計・工事監理組織のオープンブック化

設計・工事監理報酬算定の根拠となる組織体制、どのような専門技術分野の設計者、技術者たちと協働するかを明らかにし、いわば設計・工事監理業務にかかわる組織のオープンブック化が報酬算定の前提となることとしたい。(建築士法改正の主旨にも則る)

3) 紛争時に参照される基準としての業務内容記述の整備を図る

告示の業務内容に基づき責任が追求されるなどの実態調査の結果に基づき、必要、十分な業務内容の記述としたい。

2. 工事監理業務の再検討に関して実態調査で明らかにし、盛り込みたい事項

2. 1 「工事監理」として行われている業務内容にふさわしい業務報酬とする

「工事監理」業務として、現在行われている業務範囲の巾を明らかにする。広いものから狭いものまでであること、その多様化した実態を明らかにし、業務範囲に巾を持たせた報酬基準としたい。

2. 2 設計者が担当すべき工事監理業務を実態に基づき明らかにした報酬基準とする

実態調査で、特定の建築物にかかわる設計者以外でも行える、どの建築物にも共通な品質管理にかかわる業務を明らかにし、設計者以外の第三者が行うべき業務が実際どう行われているかも明らかにする。それに基づき、設計者が設計業務と一体で行うべき工事監理業務と、設計業務とは分離可能で設計者以外でも行うことができる検査業務等を明確に分け、それに基づいた報酬基準としたい。

2. 3 「工事監理」という言葉を一般の使われ方に基づき再定義する

「工事監理」という言葉が、司法関係など他の分野の人々にどう解釈され、どう扱われてきたかを調査し、業務の名称と業務実態の乖離を明らかにし、業務内容を再定義したい。

その際、現在の工事監理が、常駐監理ではなく施工者の自主管理を前提とした重点管理である実態を基に考えたい。

**建築生産プロセスにおける
建築士及びその他の関係主体の役割分担の実態と
品質確保のための体制のありようを踏まえた
建築士の業務の把握
及び
業務量等推計の
枠組みについて**

2007年6月1日

秋山 哲一
平野 吉信
古阪 秀三

**PART 1：建築士の業務の把握の枠組み
(秋山 哲一・平野 吉信)**

■ バックグラウンド

- ・日本建築学会建築経済委員会
工事監理小委員会・プロジェクトマネジメント小委員会、他

■ 要旨

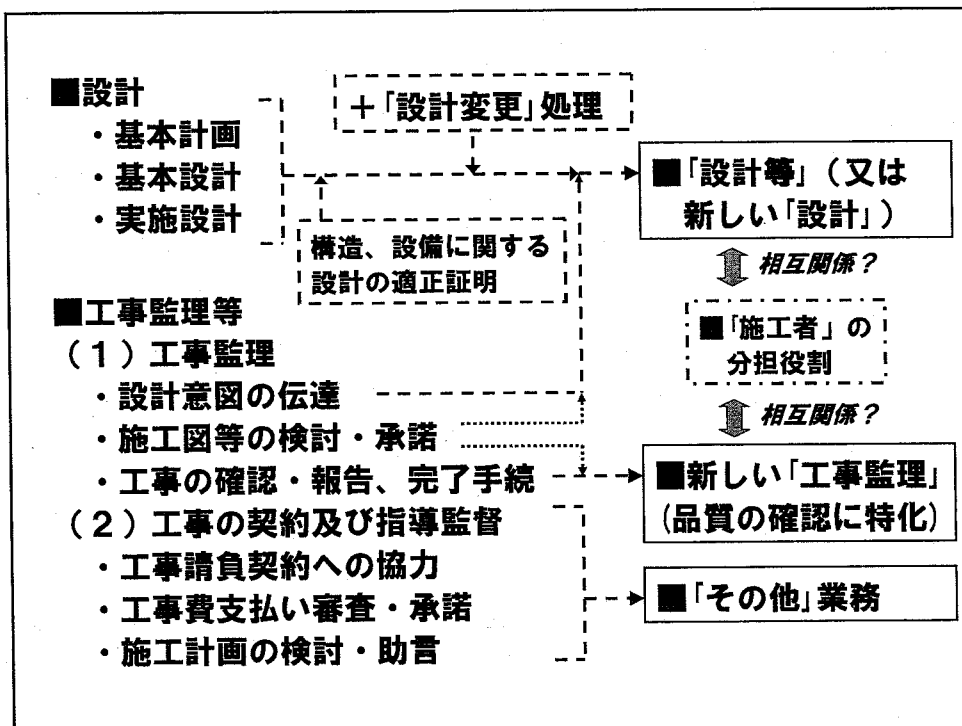
- ・建築生産を通じた「工事情報」（工事を行うために必要不可欠な情報）の生成・確定並びに「品質の確保」における建築士とその他の関係主体の役割分担の実態が、法や告示の「たてまえ」から大きく変化・多様化
- ・多様化の実態を踏まえるとともに、安全性等の品質確保を主眼とした役割分担の明確化を図る観点から、建築士の業務の捉え方の枠組みを検討すべき

(1) 工事段階における「工事情報」確定プロセスへの「設計者」の関わりを的確に位置づけるべき

- ・「工事情報」（工事実施ための必要不可欠な情報）を巡る実態
 - *「設計図書」は実態として「工事情報」全体はカバーせず
 - *工事段階でも「工事情報」の具体化・確定作業が継続
- ・工事段階の「設計者」の関与の適切な位置づけが必要
 - *建築の計画の一貫性・全体的整合性を確保し、適切な品質を確保する必要性がますます大
 - *この観点から、工事段階の工事情報の具体化・確定プロセスに「設計者」が一定の役割で関与する必要性高い
 - *「設計変更」についてもより適切な処理が求められる
- ・現行規範上、上記の設計者の位置づけが不透明・不安定
 - *報酬基準上「1.設計」上関連する規定なし
 - *「設計監理」、「工事監理」や「監理」が混用／理解一定せず

(2) 上記を含め、告示1206号の「設計」と「工事監理等」の業務把握の枠組みが見直されるべき

- ・「設計」→「設計」又は「設計等」
 - *工事段階の関与も含め「工事情報の具体化・確定に関する業務」として整理（「設計」の範囲拡大が法の定義上難しければ、報酬基準上「設計等」）
 - *「設計変更」に関する処理等業務も明確に位置づける必要
- ・「工事監理等」→「工事監理」及び「その他業務」へ
 - *現「工事監理」中「設計意図の伝達」を「設計等」に移行
 - *「工事監理」は、技術的な工事品質の確認のための業務と特化し、例えば「確定工事情報に照らした工事の確認に関する業務」として整理
 - *「施工図の検討・承諾」業務は、「設計等」「工事監理」の両側面がある。要検討
 - *それ以外の業務は、「その他業務」へ（※非独占業務？）



(3) 「設計等」業務及び「工事監理」業務の内容・範囲について「義務的な最低限」部分を明確にすべき

- ・「義務的な最低限」の内容・範囲
 - * 設計等委託契約に特段の定めがなくとも必ず実行される必要があるもの(「必須業務」)
 - * 安全・衛生(建築基準法の目的)や雨漏り等の基本的な性能に関する計画内容が対象?
- ・「設計等」に関する必須業務
 - * 安全等基本性能に関する各部計画、構造、設備の計画(工事仕様書を含む。)の作成及び確定・・
- ・「工事監理」に関する必須業務
 - * 上記で作成・確定された工事情報に照らした工事の品質の確認・・
- ・上記以外については、原則として委託契約において内容・範囲を確定(及び契約に基づき業務報酬を請求)

(4) 建築士と施工者等の「役割分担」の枠組み開発

- ・「設計等」及び「工事監理」業務において、設計者又は工事監理者と施工者等との「役割分担」を示すことができる枠組みが必要
- ・「設計等」…
 - * 設計図書の作成及び工事中の工事情報の確定において、構法・材料の選択、工事単位間調整等を、どの程度「施工者側からの提案」に依存するか
- ・「工事監理」…
 - * 工事情報に照らした工事の品質を確認するための手段として、どの程度「施工者側の自主管理」を信頼し依存するか
 - * 「施工者側の自主管理」の信頼性を評価する方法をどのように位置づけるか
 - ※ 契約書、工事仕様書、施工計画書等で施工側の主任技術者その他の責任者の役割・責任や、工事監理者の役割・責任との関係を明確化することも考えられる(※今後要検討)

(5) 分業やチームによる業務遂行と、そのマネジメントの業務の枠組み

- ・「設計等」及び「工事監理」が専門別の分業、再委託による重層化等「チーム」で行われることが実態として多い
- ・「チーム」として並行して行われる業務、分散して行われた業務結果等について、相互調整や全体整合性の確保を行っていくしくみが不可欠
 - * 構造・設備設計一級建築士による設計や適合性証明等のしくみの導入により、役割分担などがより複雑化
 - * 設計等や工事監理プロセスを適切に運営するため、役割分担の管理や相互調整、全体整合性の確保を行う業務を、プロジェクトにおいて明確に位置づけるしくみが必要
 - * 並行して作成された各種設計図書の整合性確認(総合図の作成を含む?)、工事段階での工事情報の確定や設計変更における全体的DR等も明確に位置づける必要
- ・ 必ずしも「設計者」や「工事監理者」が担うとは限らない

PART 2：建築士の業務量等の把握の枠組み (古阪 秀三)

■ バックグラウンド

- ・ 日本建築学会建築経済委員会
- ・ 同・住まい作り支援建築会議/調査研究部会、他

■ 要旨

- ・ PART 1 で示した他の関係主体との役割分担を含め、「標準業務」モデルでは捉えにくい建築士業務の多様化の実態を踏まえた業務量把握の枠組みをつくるべき
- ・ 「標準業務量」に代わる、個別性の高い業務実態について適切に業務量を推計することができる手法を導入すべき
- ・ その手法に反映させるべき「業務の実態」について、継続的に調査・把握するしくみを構築すべき

(1) プロジェクトの個別性に応じたマクロの業務量把握

- ・ 「設計等」「工事監理」双方における、業務の「複雑度」(用途・規模、採用技術の高度さ、等)
- ・ プロジェクト固有の与条件、新しい要求条件等の影響を考慮
 - * CO2排出規制、廃棄物抑制、高度な耐震性等
 - * 敷地条件、工事の難易度に影響する立地条件等
- ・ 「必須業務」と「個別に契約で定める業務」との区分、それぞれの業務量の推計
 - * 「設計等」「工事監理」における「必須業務」(※ある程度プロジェクト類型に応じた標準化が可能)
 - * 個別に契約で定めた「設計等」「工事監理」の業務
 - * 「設計等」「工事監理」以外で、設計者・工事監理者が“併せて”受託する場合がある業務。例えば…
 - 調査研究・企画等(*cf.* 告示の「局長通達」別表)
 - 設計・工事監理チームのマネジメント等(※後述)

(2) 役割分担、分業、外注・重層化等の「実態」をプロジェクトの個別性に応じて把握し、建築士の業務量推計に反映させるしくみ (cf. 「設計事務所調査結果」)

- ・「設計等」「工事監理」における、「設計者」「工事監理者」と「施工者」等との役割分担
 - * 工事情報具体化・確定プロセスにおける設計者業務と施工者側業務
 - * 「設計図書作成」とそれ以後の「工事情報」具体化・確定の業務量の比率(「設計図書」段階での工事情報の確定度・・)
 - * 「工事監理」での「指導監督」と「自主管理」(※Part1(4)参照)
- ・「設計等」「工事監理」チーム内の分業・役割分担
 - * 設計チーム、工事監理チームにおける分業度合、各建築士の分担業務範囲等
 - * 外注(再委託)の場合の委託側・受託側の業務内容・量
 - * 構造設計・設備設計一級建築士による、他の設計者による構造設計、設備設計の「適合性証明」業務の位置づけ

(3) 「設計等」「工事監理」チーム内の調整、整合性確保のための業務(マネジメント)の位置づけ

- ・「設計等」「工事監理」が専門別の分業、再委託による重層化等「チーム」で行われることが実態として多いことによる、相互調整や全体整合性の確保を任務とする「マネジメント」機能の役割増大
- ・必ずしも「設計者」や「工事監理者」が担うとは限らないこと等から、「設計」や「工事監理」の業務量とは別途に「マネジメント」の業務量を算定できるような枠組みが必要
- ・「その他業務」等の扱い
 - * 現行告示で「工事監理等」として含まれている「その他業務」や上記の「マネジメント業務」の扱い・位置づけについて整理が必要
 - * 上記を含め、建築士が「設計等」「工事監理」以外の業務を受託する場合の業務量の算定のしくみも別枠で用意すべき

(4) 「標準業務モデル」と「標準業務量」に代わる、プロジェクトの個別性に対応できる業務量推計のしくみ

- ・プロジェクトの個別の状況に応じた業務全体の構造と、その中での「設計者」「工事監理者」の担当業務の特定方法
 - * プロジェクトの個別性を反映しにくい「業務標準」では対応が困難
 - * 個別の委託契約書(委託書、業務仕様書)や設計等・工事監理にかかる委託者に対する「重要事項説明」図書、委託業務報告書等で業務範囲や内容の明確化が必要
- ・業務量の推定の枠組み(案)
 - * 原則的には、契約書等で確定される業務範囲・内容に応じた「積上げ」による
 - * 「略算法」としては、いくつかの「業務」パターンとそれに対応する「業務量」推計事例を「参考指標集」として提示する
→ 個別のプロジェクトにおいては、最も近い業務パターンに則り、又は複数の業務パターンを用いた相互補間等を用いて業務量を推計

(5) 新しい業務量推計のしくみの運営に関する留意点

- ・「参考指標集」を作成・維持する主体は？
 - * 「告示」で全てを示す必要性は薄い
 - * 業務を構造的に把握する「枠組み」は、告示に示して関係者間の共通認識化する
 - * 業務パターン事例の抽出や業務量推計例の作成・維持は、実務者団体が主体として機能すべきではないか？
- ・継続的調査(指定統計)の必要性
 - * 業務内容・範囲や単位量、分業・チーム構成等業務体制の実態等については、今後も変化が予想される
 - * その変化等を継続的に調査し公表するしくみを構築すべき
 - * 国又は関係団体の連合体の主導による
 - * 可能なら「指定統計調査」化？
- ・推計業務量を基に「報酬請求額」を算定するにあたり、事務所としての利益、技術者の教育・再教育費用等の計上が円滑に運べるよう、配慮が必要

関連して検討・研究が必要な事項

■ 併せて検討が図られるべき事項

- * 設計監理、監理、工事監理は使い分けるか
- * 世に出回っている元請設計事務所、下請設計事務所等の用語の是非、等

■ 今後研究等が進められるべき事項

- * 品質確保のための企画、設計、工事監理、施工、施工管理のあり方(建築士法、建設業法の連携)の全体像
- * 業務独占の範囲(計画設計一級建築士、意匠設計の業務独占の是非)
 - 設計等や工事監理における「必須業務」とそれ以外の区分
 - 必須業務外「設計等」等業務の「業務独占」の範囲
 - マネジメント等重要な追加的業務の位置づけ
- ※ 設計事務所、設計団体から設計(等)ならびに工事監理(等)についての業務範囲、量等の規定提案を(現行のものも含めて)出してもらう必要

設計事務所実態調査報告書＜暫定版抜粋＞

社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会資料

2007年 6月 1日

日本建築学会 住まいづくり支援建築会議 調査研究部会

< 1 > 調査概要

(1) 実施時期：平成18年11月～19年2月

(2) 配布団体別回収結果

表 A 配布団体別回収結果

配布団体	都道府県	回収数
1. 日本建築家協会 (JIA)	全国	60
2. 日本建築構造技術者協会(JSCA)		56
3. 建築設備技術者協会		21
4. 東京建築士会	東京都	109
5. 東京都建築士事務所協会		13
6. 東京設備建築事務所協会		7
7. 京都府建築士事務所協会	京都府	18
8. 京都府建築士会		12
9. 京都設備事務所協会		0
10. 日本建築家協会近畿支部京都会		0
11. 京都建築設計監理協会		1
12. 大阪建築士事務所協会	大阪府	22
13. 大阪府建築士会		15
14. その他	全国	14
		合計242票 (348)

(3) 業務形態別回収結果

表 B 業務形態別回収結果

業務形態	回収数
意匠設計事務所 (日本建築家協会)	149
構造設計事務所 (日本建築構造技術者協会)	60
設備設計事務所 (建築設備技術者協会)	17
建設会社の設計部	7
その他 (無回答、無効票等)	9
合計242票	

問3-3

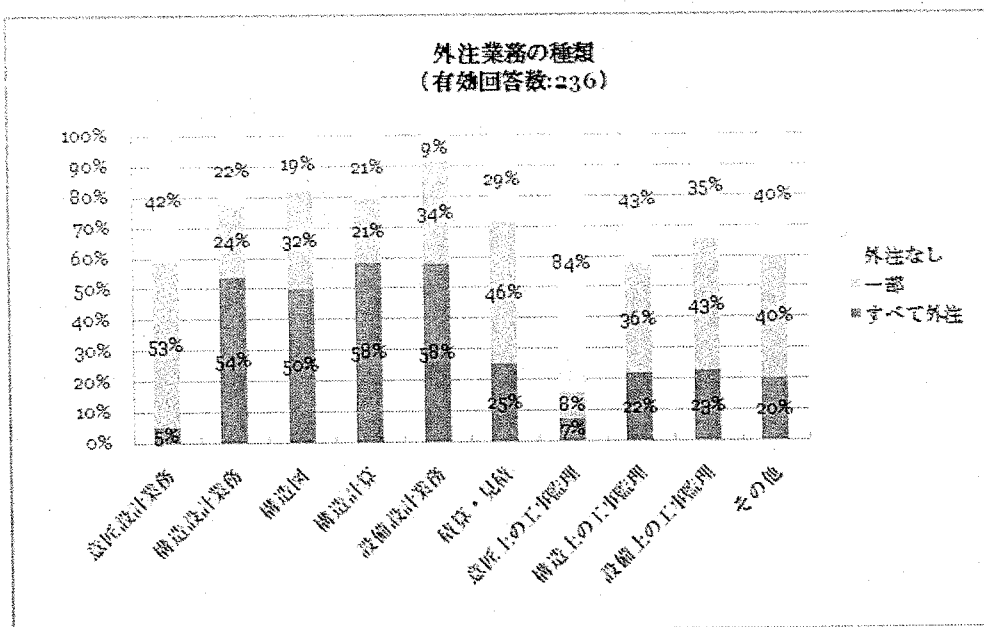


図 3.3.1

※その他

「施工図作成等」(2)、「地盤調査等」、「測量等」、「ランドスケープの設計・監理」、「都市計画・ランドスケープ他」、「特殊分野」

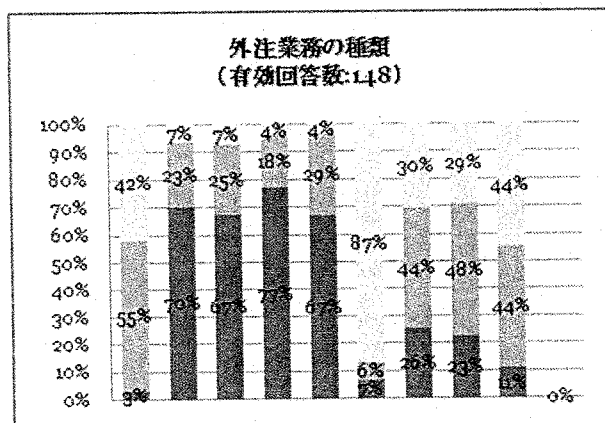


図 3.3.2

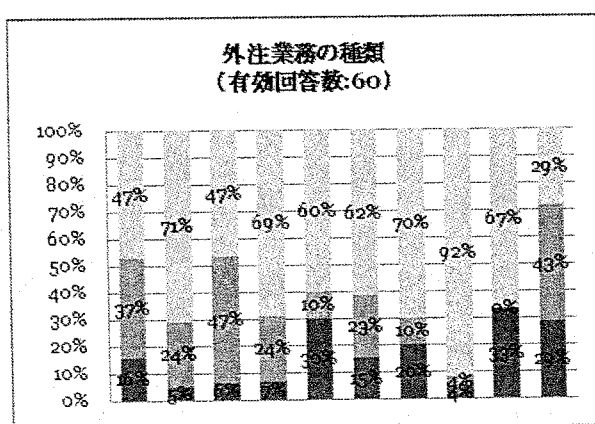


図 3.3.3

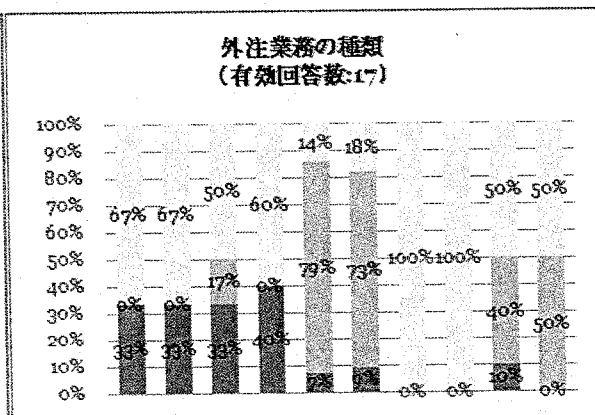


図 3.3.4

図 3.3.1~4 外注業務の種類 (全体、意匠、構造、設備)

問3-3 貴社が外注している業務について該当するものすべてに○をして下さい。

外注業務の種類

	外注業務の種類	すべて	一部	外注なし
1	意匠設計業務			
2	構造設計業務			
3	構造図			
4	構造計算			
5	設備設計業務			
6	積算・見積業務			
7	意匠上の工事監理			
8	構造上の工事監理			
9	設備上の工事監理			
10	その他（ ）			

<コメント記入欄>

- 全体として、設計の各種業務のなかで、外注せずにすべてを自社内でやっているのは「意匠上の工事監理」(84%)が突出して高く、それ以外の業務は一部にせよ、外注しているところが過半である(図3.3.1)。
- 意匠系の事務所では、「構造設計業務」「構造図」「構造計算」「設備設計業務」の各業務をすべて外注しているところが、それぞれ70%、67%、77%、67%と半数を大きく超えており、設計事務所の分業化、下請化が進行していることがうかがえる。にもかかわらず、構造上ならびに設備上の工事監理は外注の割合が低く、それらの業務内容の確認が必要であろう。一方、意匠設計業務をすべて内部でやるとする事務所は42%であり、意匠設計の下請化が進行している。ちなみに、この場合の工事監理は87%の事務所が自社ですべてを行っている(図3.3.2)。
- 構造系の事務所では、過半の事務所が外注なしでやるとした業務は、「構造設計業務」「構造計算」「設備設計業務」「積算・見積もり」「意匠、構造、設備上の工事監理」となっており、意匠設計、設備設計の受注割合が低いとしても、相対的に各種設計業務を自らやっている割合が高い。その一方で、「構造図」に関しては53%の事務所が一部ないしすべてを外注しており、構造設計の中での下請化の傾向が見て取れる(図3.3.3)。
- 設備系の事務所では、過半の事務所が外注なしでやるとした業務は、「意匠設計業務」「構造設計業務」「構造図」「構造計算」「意匠、構造、設備上の工事監理」となっており、構造系の事務所と同様に、意匠設計、構造設計の受注割合が低いとしても、相対的に各種設計業務を自らやっている割合が高い。その一方で、「設備設計業務」に関しては86%の事務所が一部ないしすべてを外注しており、すべてを自社でやるとした事務所は14%にすぎない。さらに、「意匠上、構造上の工事監理」はすべての事務所が自社でやるとした反面、「設備上の工事監理」は50%の事務所がすべてを自社で、残り50%の事務所が一部もしくはすべてを外注しており、設備設計の中での下請化の傾向が見て取れるとともに、さらに詳細な実態を把握する必要があると思われる(図3.3.4)。

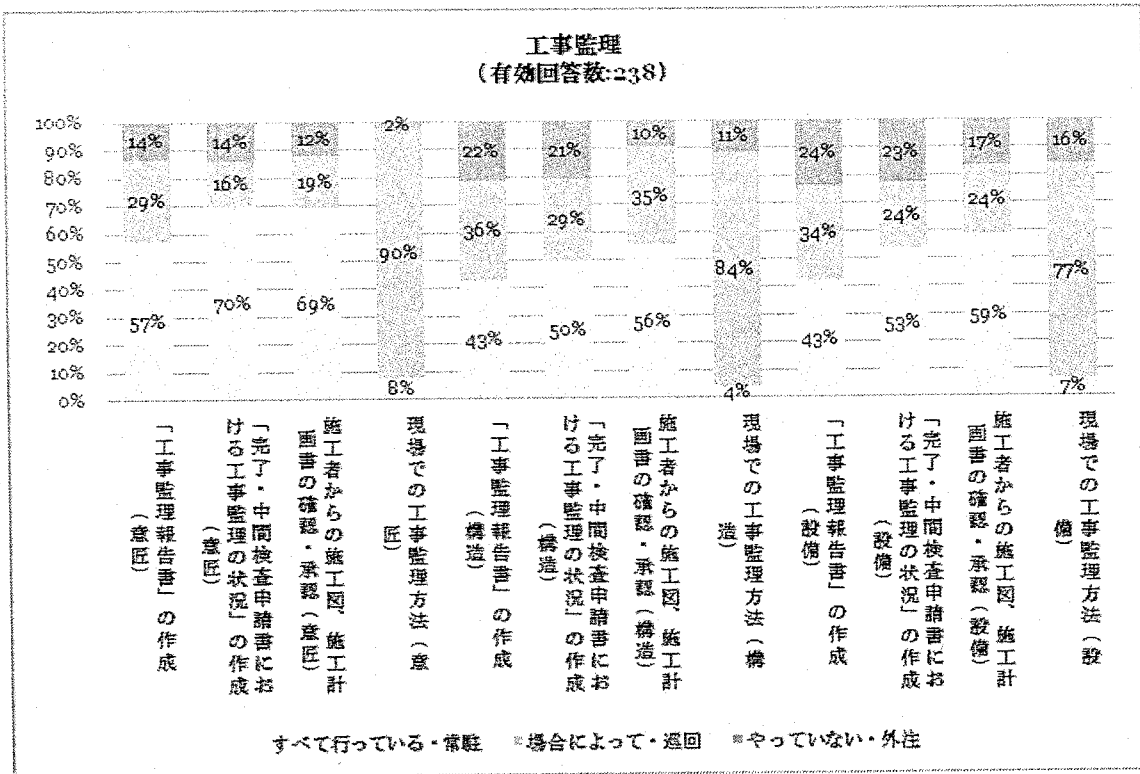


図 3.4.1

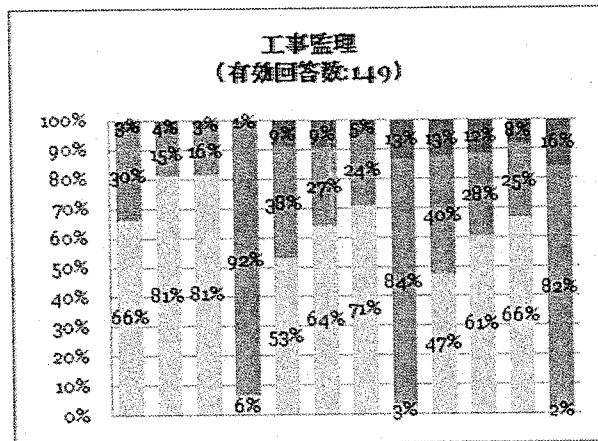


図 3.4.2

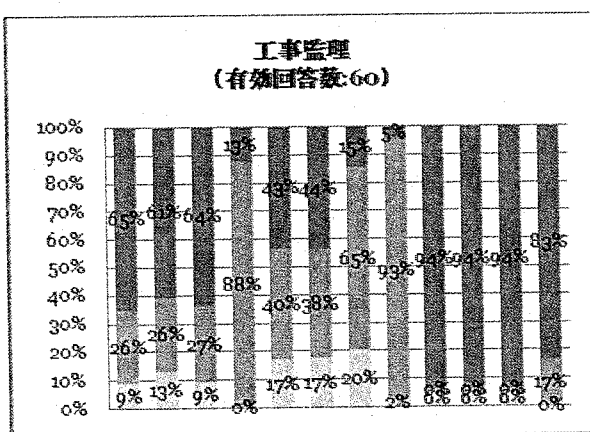


図 3.4.3

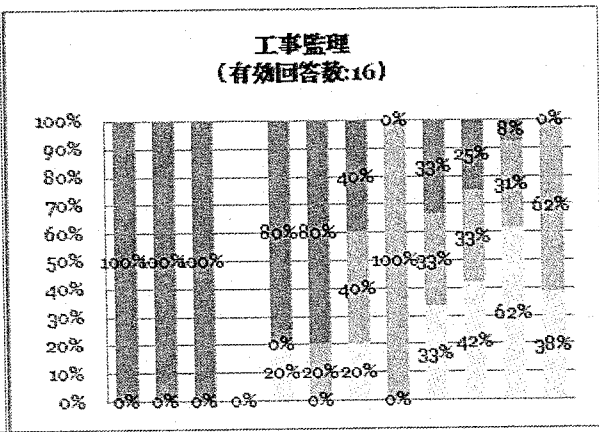


図 3.4.4

図 3.4.1～4 工事監理 (全体、意匠、構造、設備)

問3-4 工事監理について以下の項目それぞれについて当てはまるものに○をして下さい。(意匠上、構造上、設備上の工事監理の3種類)

(意匠上・構造上・設備上の工事監理)

	全て行っている	場合によって	やっていない
「工事監理報告書」の作成 (建築士法)			
「完了・中間検査申請書における 工事監理の状況」の作成(建築基準法)			
施工者からの施工図 施工計画書の確認承認			
現場での工事監理方法 (該当に○)	常駐	巡回	外注

<コメント記入欄>

1. 全体としていえることは、現場での工事監理は意匠、構造、設備のいかなを問わず、巡回が大半であることである。また、工事監理の内容について『工事監理報告書』の作成』『完了・中間検査申請書における工事監理の状況』の作成「施工者からの施工図・施工計画書の確認・承認」(以下、ここでは工事監理業務と呼ぶ)にわけてみた場合、意匠系のそれら工事監理業務は「すべて行っている事務所」が過半である。構造系、設備系の工事監理業務では、全体に「すべて行っている事務所」の割合は低くなり、特に『工事監理報告書』の作成では半数を切っている(図3.4.1)。
2. 意匠系の事務所では、現場での工事監理を巡回によって行っている所の割合がより大きくなる。また、工事監理業務は「すべて行っている事務所」の割合が、全体としてみた場合のそれよりもすべての項目で高くなっている。設備系の工事監理業務のみ「すべて行っている事務所」の割合が50%を下回っている。これらの結果は、意匠系の事務所が元請設計事務所となることが多く、その立場からすべての工事監理業務を書面上はすることとなるためであり、実質的にそれらを実行しているか否か定かではない(図3.4.2)。
3. 構造系の事務所では、工事監理業務を「すべて行っている事務所」の割合は極端に低く、構造系の工事監理業務に限定しても、「すべて行っている事務所」の割合は17%~20%である。さらに、設備系の工事監理業務は94%の事務所がやっておらず、また、意匠系の工事監理業務に関しては60%強の事務所がやっていない。つまり、構造系の事務所は構造系の工事監理業務に特化してやっているが、それでも、『工事監理報告書』の作成』『完了・中間検査申請書における工事監理の状況』の作成については40%強の事務所がやっておらず、また、「施工者からの施工図・施工計画書の確認・承認」は15%の事務所がやっていない(図3.4.3)。
4. 設備系の事務所では、意匠系の工事監理業務ならびに現場での工事監理をまったくやっておらず、構造系の工事監理業務に関しては『工事監理報告書』の作成』『完了・中間検査申請書における工事監理の状況』の作成は大半の事務所がやっておらず、「施工者からの施工図・施工計画書の確認・承認」に関しては40%の事務所がやっていない。つまり、構造系の事務所よりも、より特化した形で設備系の工事監理業務を実施している。その設備系の工事監理業務では、「すべてやっている事務所」は『工事監理報告書』の作成で33%、『完了・中間検査申請書における工事監理の状況』の作成で42%、「施工者からの施工図・施工計画書の確認・承認」で62%である。逆に「やっていない事務所」はそれぞれ33%、25%、8%である(図3.4.4)。

問 7-3

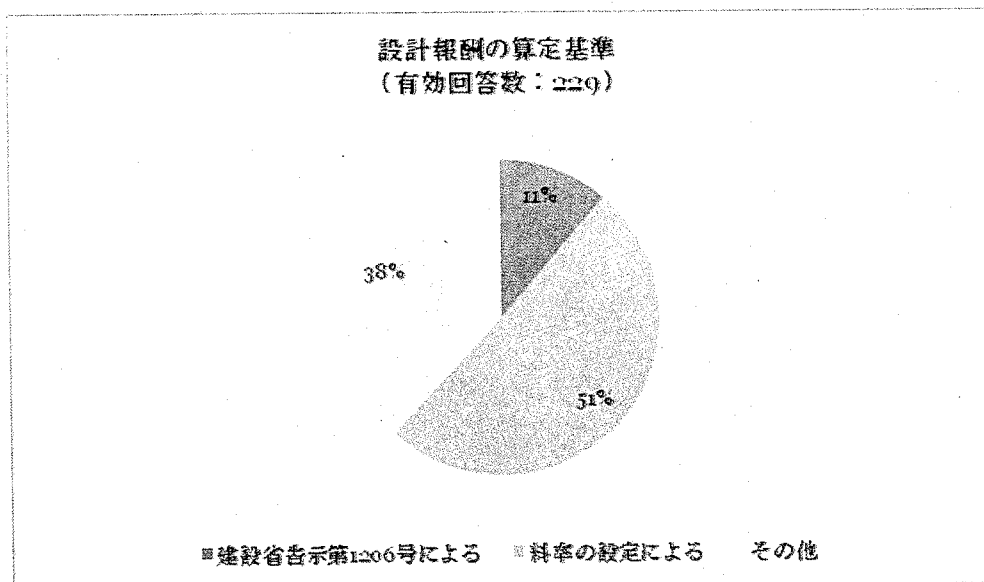


図 7.3.1

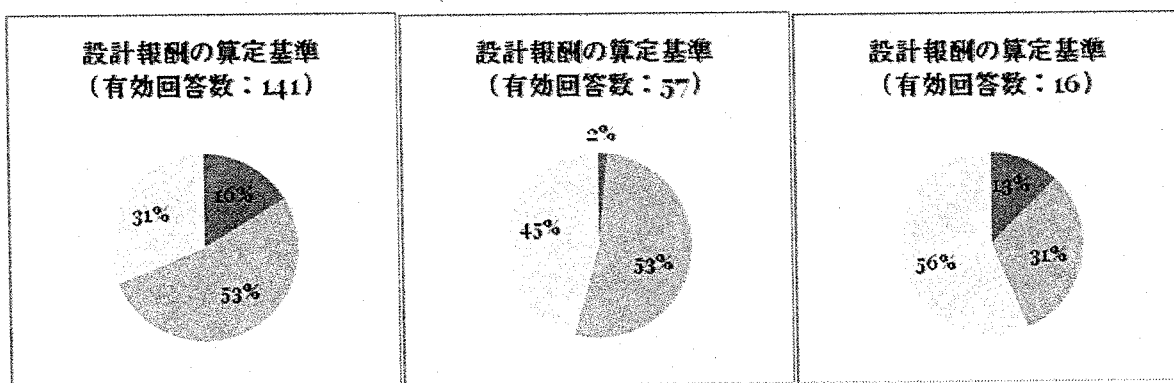


図 7.3.2

図 7.3.3

図 7.3.4

図 7.3.1～4 設計報酬の算定基準(全体・意匠・構造・設備)

問 7-3 貴社の設計報酬の算定基準について最も当てはまる番号を1つ選び○をして下さい。

1	建設省告示第 1206 号による
2	料率の設定による
3	その他 ()

<コメント記入欄>

- 全体として、建設省告示第 1206 号に基づいて設計報酬を算定する事務所は 11%であり、料率設定によるところが 51%、その他が 38%である (図 7.3.1)。
- これを意匠、構造、設備の事務所別に見ると、意匠系では告示第 1206 号に基づく事務所が 16%、料率設定による事務所が 53%、その他が 31%である。構造系では告示第 1206 号に基づく事務所が 2%、料率設定による事務所が 53%、その他が 45%である。さらに設備系では、告示第 1206 号に基づく事務所が 13%、料率設定による事務所が 31%、その他が 56%である。(図 7.3.2～図 7.3.4)。
- つまり、設計報酬は独自の料率に基づくところが約半数であり、建設省告示 1206 号を基本にするとところは 10%強に過ぎず、構造系事務所に至っては 2%と極端に低い。

問8-3

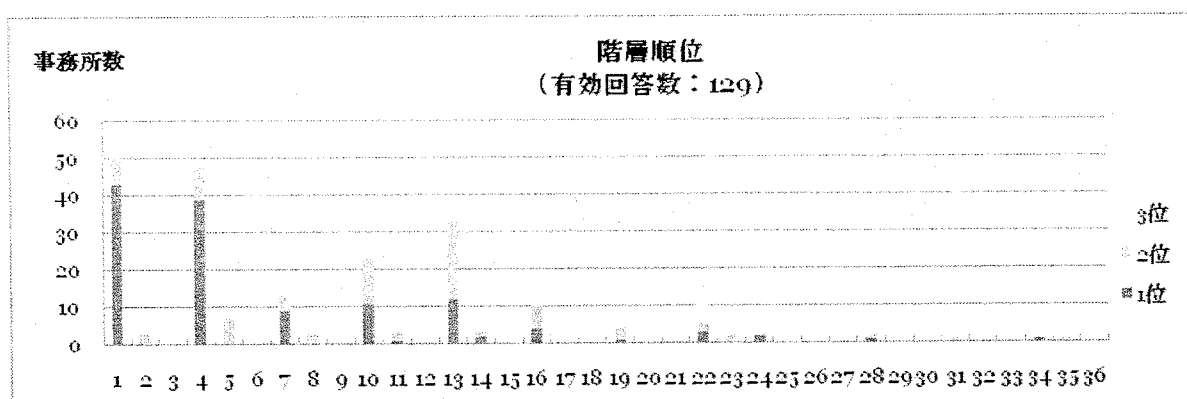


図 8.3.1 階層順位 (全体)

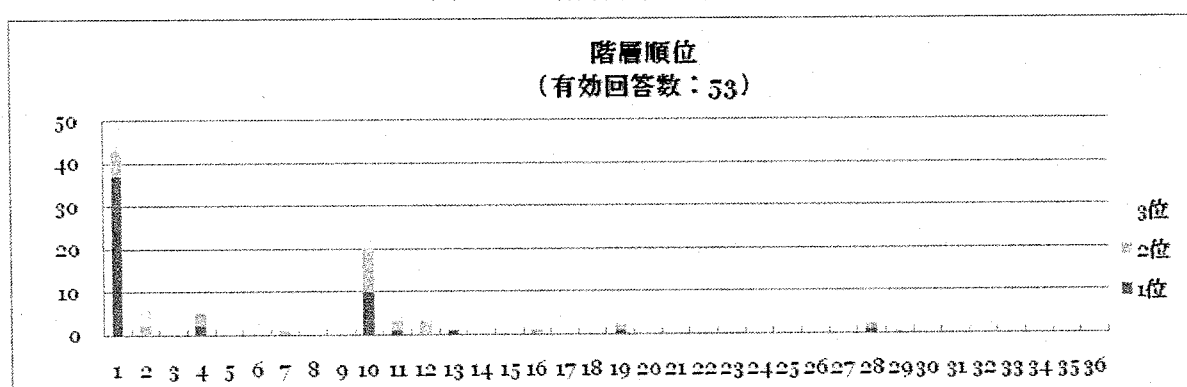


図 8.3.2 階層順位 (意匠)

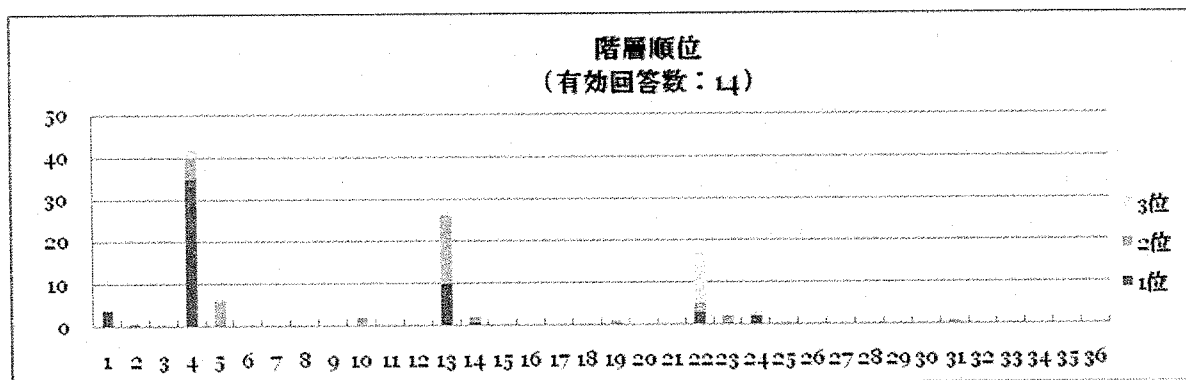


図 8.3.3 階層順位 (構造)

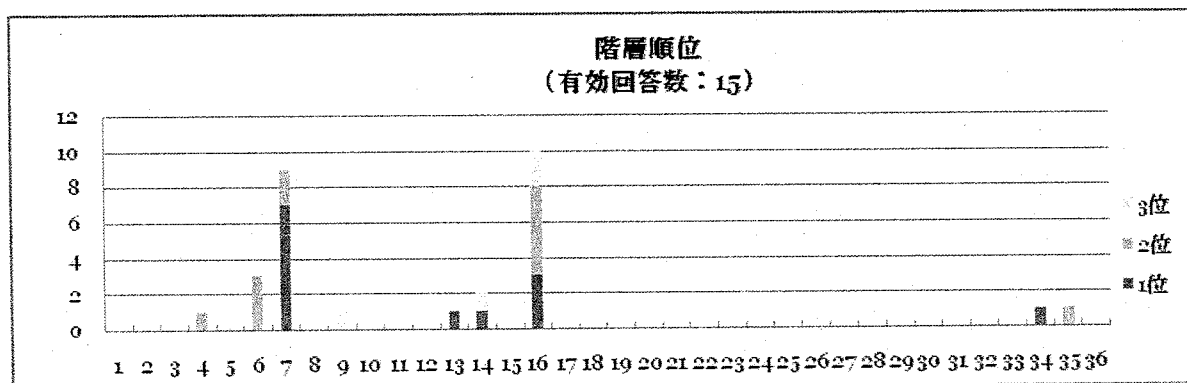


図 8.3.4 階層順位 (設備)

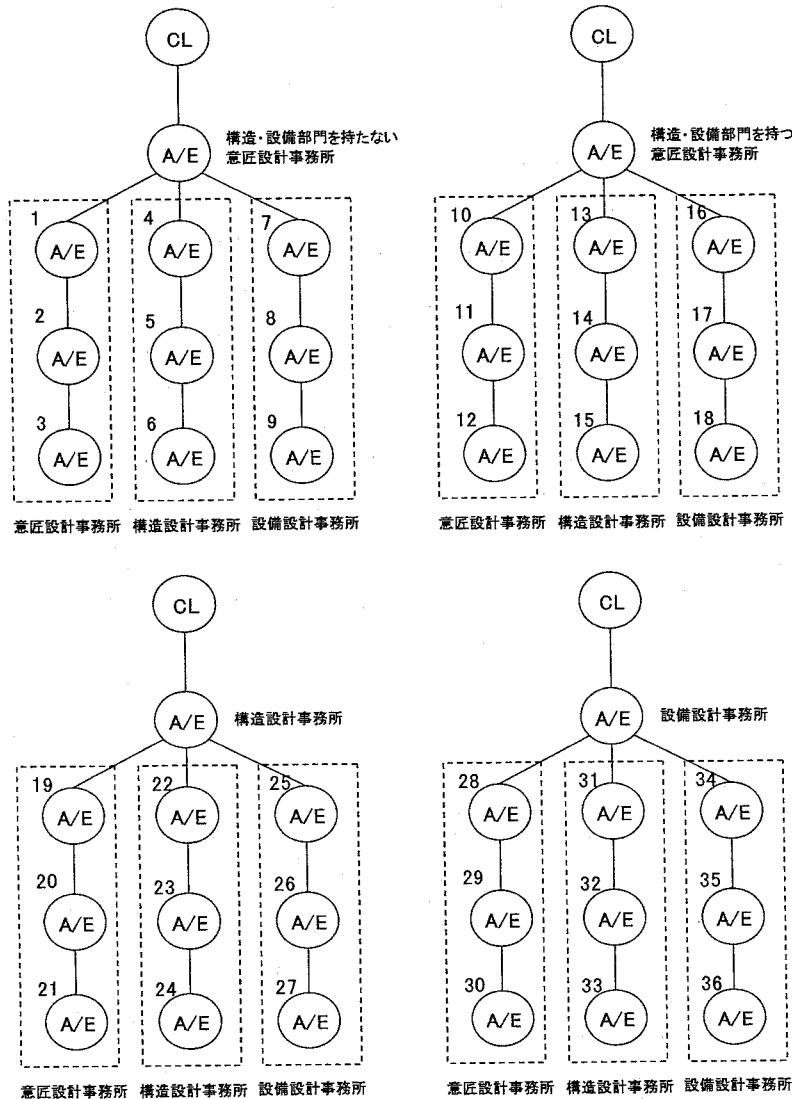
問 8-3 貴社の直前の営業年度において受託したプロジェクトの中で、どの階層での業務が多かったか、以下の選択肢 1~27 までの中から上位 3 つまでお答え下さい。

1. 2. 3.

凡例

CL：発注者

A/E：設計者



例 1 アトリエ系などの構造・設備部門を持たない A 意匠設計事務所が発注者から設計業務を委託され、貴社が A 設計事務所から意匠設計業務の一部を受託した場合・・・1

例 2 構造・設備部門を持つ B 意匠設計事務所が発注者から設計業務を委託され、B 設計事務所は構造設計業務を C 構造設計事務所に外注し、さらに貴社がその C 設計事務所から構造計算書の作成を委託された場合・・・14

例 3 D 構造設計事務所が発注者から設計業務を委託され、貴社が D 設計事務所から設備設計業務を受託した場合・・・25

<コメント記入欄>

- 129/242 が下請けを行っている。元請と目される事務所が調査対象であるにもかかわらず下請けをやっているところが多いことから、設計界における下請けは相当程度であることが予想される。多いのは 1,4,13,10,7,22 であり、一次下請け。
- 構造事務所が元請になることは少数であり、設備事務所に至っては極めてまれ。(ヒアリングによれば、構造事務所で元請けになることを避ける事務所もある。また、構造事務所の下請けは二次までで終わり、特殊な場合のみ三次があるとのこと)
- 総じて下請けは一次までが大半。(元請事務所が調査対象であったか?) 2 次下請けは少なく、3 次下請けはほとんどない (図 8.3.1)。しかし、6 のように三次下請けしているケース

もあり、さらに構造事務所が元請で受けた場合に 24 のように実質四次下請けとみられるケースも存在している。ちなみに、24 のタイプの仕事が最も多いと答えた構造系事務所の概要は 2 人でやっている事務所で、構造設計と構造上の工事監理を請け、構造計算をすべて外注し、主として構造上の工事監理を自らが行っている。

4. 設備事務所は総合もしくは意匠系事務所からの一次下請けが多く、二次、三次下請けはまれである。
5. 構造・設備部門を持たない意匠系事務所の 1 次下請け（1：意匠、4：構造）が多い（図 8.3.1）。
6. 次に構造・設備部門を持つ意匠系事務所の 1 次下請け（10：意匠、13：構造）が多い（図 8.3.1）。
7. 構造系事務所からの構造の 1 次下請け（22）も少なくない（図 8.3.1）。

問 8 - 4

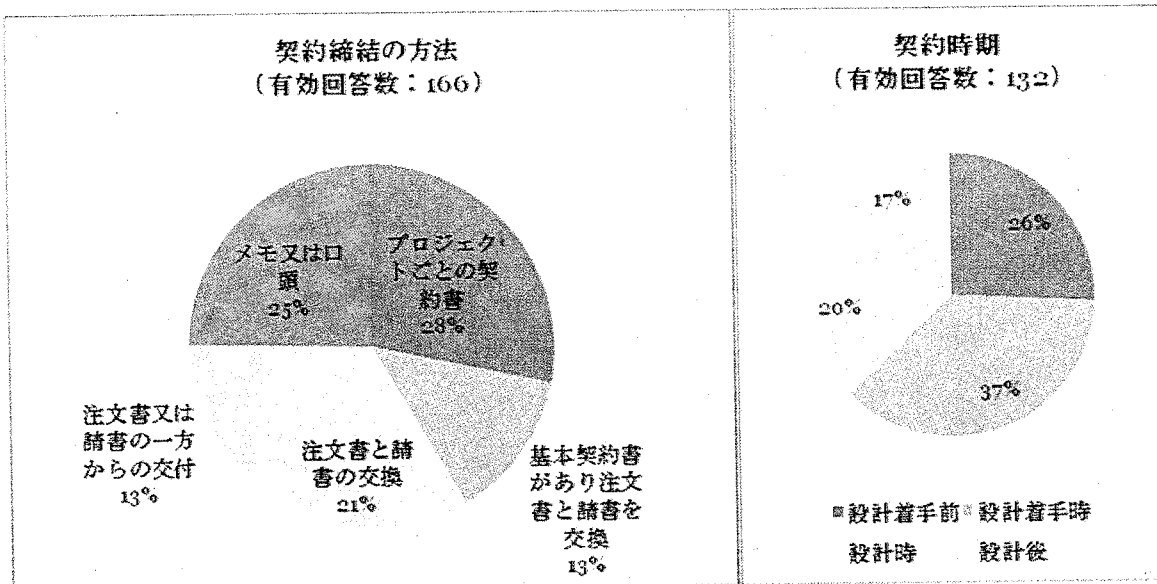


図 8.4.1 契約締結の方法 (全体)

図 5.4.2 契約時期 (全体)

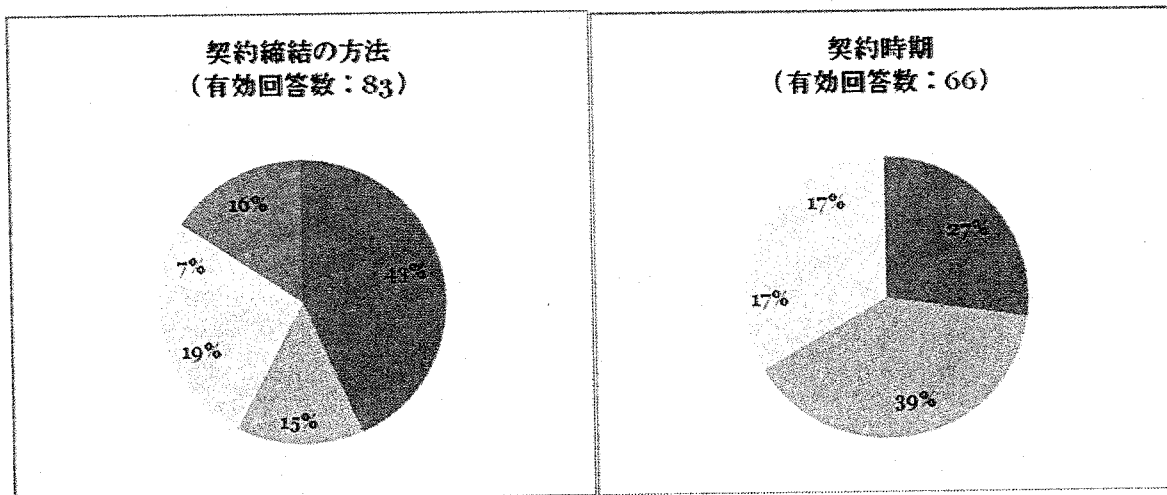


図 8.4.3 契約締結の方法 (意匠)

図 8.4.4 契約時期 (意匠)

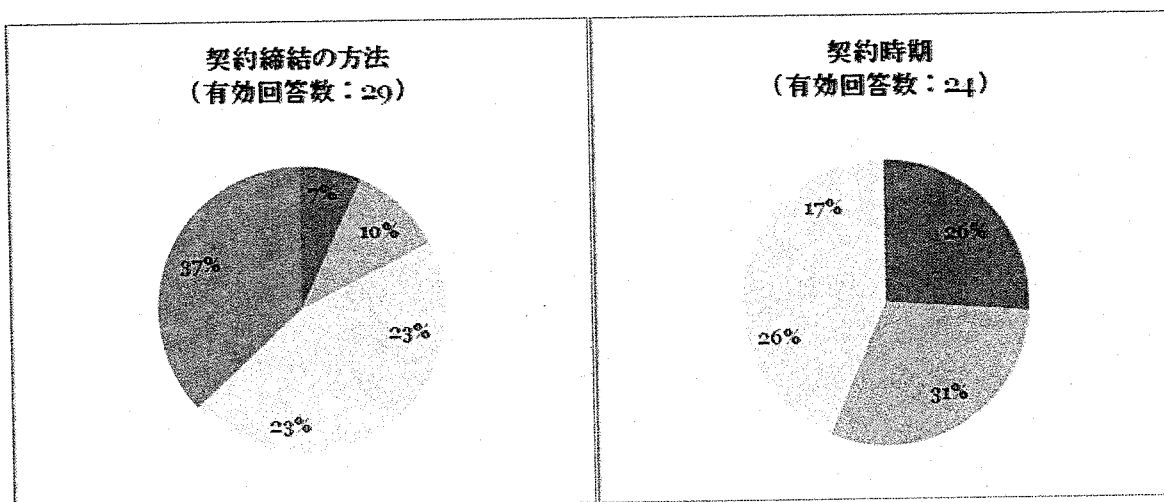


図 8.4.5 契約締結の方法 (構造)

図 8.4.6 契約時期 (構造)

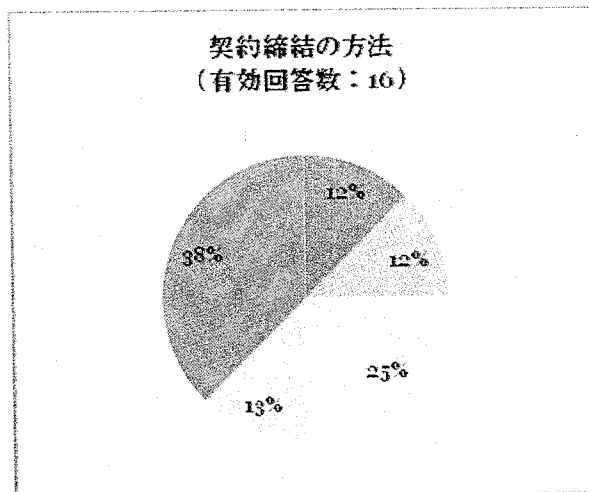


図 8.4.7 契約締結の方法 (設備)

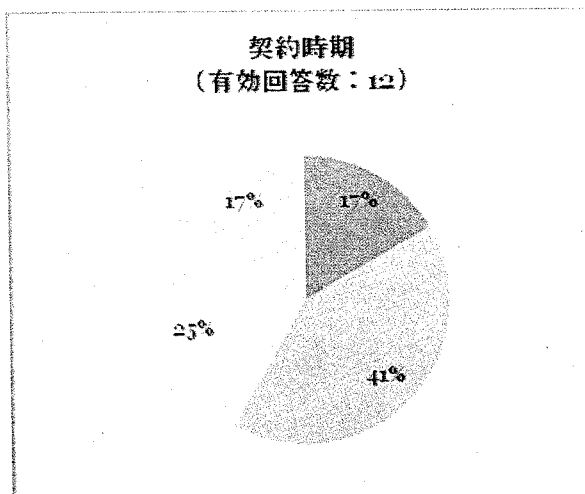


図 8.4.8 契約時期 (設備)

問 8-4 設計業務を受託した際の発注元企業（貴社が 2 次以下の外注先企業の場合、上位契約の注文者）との契約締結の方法、及び契約時期について、貴社の直前の営業年度の取引条件のうち最も多い状況（件数）に当てはまる番号を 1 つ選び○をして下さい。

契約締結の方法

1	プロジェクトごとの契約書
2	基本契約書があり注文書と請書を交換
3	注文書と請書の交換
4	注文書又は請書の一方からの交付
5	メモ又は口頭

<コメント記入欄>

1. 契約締結の方法について全体としては、契約書(28%)、メモまたは口頭 (25%)、注文書・請書 (21%)、基本契約書・注文書・請書(13%)となっている (図 8.4.1)。
2. 意匠系事務所では、契約書(43%)、注文書・請書 (19%)、メモまたは口頭 (16%)、基本契約書・注文書・請書(15%)となっており、書面による契約が半数程度普及している。これは意匠系事務所が元請事務所であることが多いことの反映であるとも解される (図 8.4.3)。
3. 構造系事務所では、メモまたは口頭 (37%)、注文書・請書 (23%)、注文書または請書(23%)となっており、書面による契約である基本契約書・注文書・請書あるいは契約書によるものはそれぞれ 10%、7%ときわめて少数になっている。この背景には構造事務所が元請としてではなく、下請事務所としての契約関係にあることが多いためと目される (図 8.4.5)。
4. 設備系事務所では、メモまたは口頭 (38%)、注文書・請書 (25%)、注文書または請書(13%)となっており、書面による契約である基本契約書・注文書・請書あるいは契約書によるものはそれぞれ 12%ずつである。全体としてはほぼ構造事務所と同様の傾向にある (図 8.4.7)。
5. つまり、契約の締結に関しては書面による明示的な契約慣行が構造系、設備系で乏しく、その背景には意匠系が元請事務所、構造系、設備系が下請事務所になることが多いことが考えられる。このような契約に基づく元請下請関係は、従来から改善・健全化の必要性が指摘されている施工側での元請下請関係と同様の問題が潜在していることが予想される。

業務報酬基準・工事監理小委員会委員名簿

小委員長	久保哲夫	東京大学大学院教授
	秋山哲一	東洋大学教授
	大宇根弘司	(社)日本建築家協会元会長
	大森文彦	東洋大学教授・弁護士
	岡本賢	(社)日本建築士事務所協会連合会建築設計制度等対応特別委員会副委員長
	金箱温春	(社)日本建築構造技術者協会理事
	北泰幸	(社)建築業協会生産委員会設計部会副部会長
	平野吉信	広島大学大学院教授
	古阪秀三	京都大学大学院助教授
	牧村功	(社)建築設備技術者協会会長
	松村秀一	東京大学教授
	松本光平	明海大学名誉教授
	峰政克義	(社)日本建築士会連合会副会長
	村上周三	慶應義塾大学教授

業務報酬基準・工事監理小委員会のスケジュール

4月13日（金）10:00～12:00

○ 第1回小委員会の開催

: 検討事項、検討スケジュールの確認、委員からの論点のプレゼンテーション 等

6月1日（金）13:00～15:00

○ 第2回小委員会の開催

: 委員からの論点のプレゼンテーション 等

6月22日（金）15:30～17:30（予定）

○ 第3回小委員会の開催

: 告示 1206 号の課題・見直しの基本的枠組みの整理、今後の実態調査、ヒアリング等について確認 等

7月

8月

○ 第4回小委員会の開催

: (未定)

9月

10月

○ 第5回小委員会の開催

: (未定)

11月

12月

○ 第6回小委員会の開催

: (最終とりまとめの予定)

○建設省告示第1206号

建築士法（昭和25年法律第202号）第25条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を次のように定める。

昭和54年 7 月10日

建設大臣 渡海 元三郎

第一 業務報酬の算定方法

建築士事務所の開設者が建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務（以下「設計等の業務」という。）に関して請求することのできる報酬は、複数の建築物について同一の設計図書を用いる場合その他の特別の場合を除き、第二の業務経費及び第三の技術料等経費を合算する方法により算定することを標準とする。

第二 業務経費

業務経費は、次の（イ）から（ニ）までに定めるところによりそれぞれ算定される直接人件費、特別経費、直接経費及び間接経費の合計とする。

（イ） 直接人件費

直接人件費は、建築物の設計等の業務に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の一日当たりの額に当該業務に従事する延べ日数を乗じて得た額の総和とする。

（ロ） 特別経費

特別経費は、出張旅費、特許使用料その他の建築主の特別の依頼に基づいて必要となる費用の合計とする。

（ハ） 直接経費

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等建築物の設計等の業務に関して直接必要となる費用（（ロ）に定める経費を除く。）の合計とする。

（ニ） 間接経費

間接経費は、建築物の設計等の業務を行う建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（（イ）から（ハ）までに定める経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要とな

る費用の合計とする。

第三 技術料等経費

技術料等経費は、建築物の設計等の業務において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

第四 直接人件費等に関する略算方法による算定

業務経費のうち直接人件費又は直接経費及び間接経費の額の算定については、第二の(イ)、(ハ)又は(ニ)にかかわらず、次の(イ)又は(ロ)に定める算定方法を標準とした略算方法によることができる。

(イ) 直接人件費

設計又は工事監理等（工事監理、建築工事契約に関する事務及び建築工事の指導監督をいう。）の業務でその内容が別添一に掲げる標準業務内容であるものに係る直接人件費の算定は、通常当該業務に従事する者一人について一日あたりに要する人件費に別添二に掲げる標準業務人・日数を乗じて算定する方法

(ロ) 直接経費及び間接経費

直接経費及び間接経費の合計の算定は、直接人件費の額に1.0を標準とする倍数を乗じて算定する方法

別 添 一

標準業務内容は、別表第1に掲げる建築物の用途等による類別に応じ、別表第1中第1類から第4類の1までの建築物については別表第2に掲げる業務（第4類の1の建築物に関しては同表中(※)のものを除く。）とし、第4類の2の建築物については別表第3に掲げる業務とする。

別表第1 建築物の用途等による類別

		建築物の用途等	備 考
第 1 類		工場、車庫、市場、倉庫等	
第 2 類		体育館、観覧場、学校、研究所、庁舎、事務所、駅舎、百貨店、店舗、共同住宅、寄宿舍等	第1類の建築物のうち第2類の建築物に相当する複雑な設計等を必要とするものを含む。
第 3 類		銀行、美術館、博物館、図書館、公会堂、劇場、映画館、集会場（オーディトリウムを有するものに限る。）、ナイトクラブ、ホテル、旅館、料理店、放送局、病院、診療所、複合建築物等	第1類又は第2類の建築物のうち第3類の建築物に相当する複雑な設計等を必要とするものを含む。
第4類	1	戸建住宅（一般的な木造戸建住宅を除く。）	
	2	一般的な木造戸建住宅	

（注）記念建造物、社寺、教会堂、茶室、室内装飾、家具造作等に関する特殊なものは、上記の類に含まれない。

別表第2

1 設計

(1) 建築(総合)・基本設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①依頼主により設定された条件の把握 ②現地調査 ③類似事例調査 ④関係法令調査 ⑤関係官庁との打合せ ⑥スタッフの選任 ⑦スケジュールの調整 ⑧各種打合せ	①設計条件の設定 (i) 要求性能の確定 (ii) 法令その他の制約条件の整理 (iii) 工事予算の設定 ②設計方針の設定 (i) 設計理念の確立 (ii) 仕様程度の設定	①性能面からの機能の検討 ②設計理念上又は意匠上の検討 ③計画実現のための工事費の検討 ④計画実現のための施工性の検討 ⑤仕様、使用材料、構造方式、設備方式等の総合的検討

(2) 建築(総合)・実施設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①依頼主により設定された条件の詳細な把握 ②現地詳細調査及び確認 ③使用材料等についての文献、カタログ等の収集 ④各種法令手続の打合せ ⑤スケジュールの調整 ⑥各担当打合せ	①基本設計に基づく設計条件の詳細な設定 (i) 各部分の要求性能の確定 (ii) 法令その他の制約条件の各部分ごとの把握 ②工事費の把握 ③基本設計に基づく設計方針の展開	①各部分の機能の検討 ②空間表現の検討 (i) 形態の検討 (ii) 使用材料の検討 ③工事費の検討 ④施工技術の検討

エ 総合化	オ 成果図書
①機能配置計画の策定 ②空間構成計画の策定 ③工事費配分計画の策定 ④動線計画の策定 ⑤防災計画の策定 ⑥施設配置計画の策定 ⑦平面計画の策定 ⑧断面計画の策定 ⑨立面計画の策定 ⑩各種計画の総合調整	①仕様概要表 ②仕上表 ③面積表及び求積図 ④敷地案内図 ⑤配置図 ⑥平面図(各階) ⑦断面図 ⑧立面図(各面) ⑨総計図(主要部詳細) ⑩計画説明書 ⑪工事費概算書

エ 総合化	オ 成果図書
①外部空間設計 ②内部空間設計 ③平面設計 ④断面設計 ⑤立面設計 ⑥詳細設計 ⑦各部分の使用材料及び仕様の確定 ⑧防災設計 ⑨色彩計画の策定 ⑩工事費概算との調整 ⑪各種設計等の調整	①仕様書 ②仕様概要表 ③仕上表 ④面積表及び求積図 ⑤敷地案内図 ⑥配置図 ⑦平面図(各階) ⑧断面図 ⑨立面図(各面) ⑩総計図 ⑪展開図 ⑫天井伏図 ⑬平面詳細図 ⑭部分詳細図 ⑮建具表 ⑯工事費概算書 ⑰確認申請図書

(3) 建築(構造)・基本設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①依頼主により設定された条件のは握 ②現地調査等 (i)土質関係調査資料の収集 (ii)近隣環境調査 ③類似事例調査 ④関係法令調査 ⑤関係官庁との打合せ ⑥スタッフの選任 ⑦スケジュールの調整 ⑧各種打合せ	①設計条件の設定 (i)目的性能(建築条件)のは握 (ii)立地上その他の制約条件の整理 (iii)安全性性能の設定 a 積載荷重 b 風荷重及び地震荷重 ②設計方針の設定 (i)構造計画理念の設定 (ii)仕様程度の設定	①構造種別等の検討 ②構造方式の検討 (i)骨組方式の検討 (ii)基礎方式の検討 ③計画実現のための工事費の検討 ④計画実現のための施工性の検討

エ 総合化	オ 成果図書
①構造計画の策定 (i)試設計の解析 (ii)部材断面の仮定の検討 (iii)構造システムの決定 (iv)使用材料及び仕様の概略の決定 ②工事費配分計画の策定 ③設定条件への適合性の確認 ④各種計画の総合調整	①基本構造計画案 ②構造計画概要書 ③仕様概要書 ④工事費概算書 (注) 上記の成果図書は、建築(総合)基本設計の成果図書の中に含まれる場合がある。

(4) 建築(構造)・実施設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①依頼主により設定された条件の詳細な把握 ②現地詳細調査及び確認 ③使用材料についての調査及び確認 ④特殊工法部分の詳細調査 ⑤各種法令手続の打合せ ⑥スケジュールの調整 ⑦各担当打合せ及び調整	①構造設計条件の詳細確定 (i)立地上その他の制約条件の確認 (ii)各種荷重条件の設定 (iii)解析手法の設定 ②工事費のは握 ③基本設計に基づく設計方針の展開	①各部材の適合性の検討 ②使用材料メーカーの選択 ③工事費の検討 ④施工技術の検討

エ 総合化	オ 成果図書
①応力解析 (i)モデルの設定 (ii)構造計算 ②構造設計 (i)各部の設計 (ii)接合部の設計 ③工事費概算との調整 ④他部門との照合及び調整	①構造設計図 (i)伏図 (ii)軸組図 (iii)各部断面図 (iv)標準詳細図 (v)各部詳細図 ②構造計算書 ③仕様書 ④工事費概算書 ⑤確認申請図書

(5) 電気設備・基本設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①依頼主により設定された条件のは握 ②現地調査等 (i)現地状況調査 (ii)電力、電話等の関連施設調査 ③類似事例調査 ④関係法令調査 ⑤関係官庁との打合せ ⑥スタッフの選任 ⑦スケジュールの調整 ⑧各種打合せ	①設計条件の設定 (i)要求性能の確定 (ii)法令その他の制約条件の整理 (iii)工事予算のは握 ②設計方針の設定 (i)設計理念の確立 (ii)必要設備の設定 (iii)仕様程度の設定 (iv)使用機器の設置場所の設定	①設備種別の基本方式の検討 ②使用機器及び材料の検討 ③計画実現のための工事費の検討 ④計画実現のための施工性の検討 ⑤維持管理上の問題点の検討

エ 総合化	オ 成果図書
①内外環境計画の策定 ②各種電気設備計画の策定 ③工事費配分計画の策定	①電気設備計画概要書 ②仕様概要書 ③工事費概要書 ④各種技術資料 (注) 上記の成果図書は、建築(総合)基本設計の成果図書の中に含まれる場合がある。

(6) 電気設備・実施設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①依頼主により設定された条件の詳細な把握 ②現地詳細調査及び確認 ③使用機器及び材料についての調査 ④各種法令手続の打合せ ⑤スケジュールの調整 ⑥各担当打合せ及び調整	①基本設計に基づく設備設計条件の詳細確定 (i)各設備の要求性能の確定 (ii)法令その他の制約条件の各設備ごとの把握 ②工事費のは握 ③基本設計に基づく設計方針の展開 ④機器類の配置及び使用方式の設定 ⑤配管配線等の系統及び経路の設定	①設備方式の詳細な検討 (i)受変電方式の検討(※) (ii)非常電源方式の検討(※) (iii)幹線方式の検討(※) (iv)電灯及びコンセント方式の検討 (v)動力設備方式の検討 (vi)弱電設備方式の検討(※) (vii)火報等設備方式の検討 (viii)エレベーター、エスカレーター等の検討(※) ②使用機器及び材料の検討 ③工事費の検討 ④施工技術の検討 ⑤維持管理についての検討 ⑥関係法令等の照合及び検討

エ 総合化	オ 成果図書
①各種設備設計 (i)受変電設備設計(※) (ii)非常電源設備設計(※) (iii)幹線設備設計(※) (iv)電灯及びコンセント設備設計 (v)動力設備設計 (vi)弱電設備設計 (vii)火報等設備設計(※) (viii)エレベーター、エスカレーター等の設計(※) ②使用機器及び仕様の決定 ③工事費概算との調整	①仕様書 ②敷地案内図 ③配置図 ④受変電設備図(※) ⑤非常電源設備図(※) ⑥幹線系統図(※) ⑦動力設備系統図 ⑧動力設備平面図(各階) ⑨弱電設備系統図 ⑩弱電設備平面図(各階) ⑪火報等設備系統図(※) ⑫火報等設備平面図(各階)(※) ⑬エレベーター、エスカレーター等の設備図(※) ⑭屋外設備図 ⑮工事費概算書 ⑯確認申請図書 ⑰各種計算書

(7) 給排水衛生設備・基本設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①依頼主により設定された条件のは握 ②現地調査等 (i) 現地状況調査 (ii) 給水、排水、ガス等の関連施設調査 ③類似事例調査 ④関係法令調査 ⑤関係官庁との打合せ ⑥スタッフの選任 ⑦スケジュールの調整 ⑧各種打合せ	①設計条件の設定 (i) 要求性能の確定 (ii) 法令その他の制約条件の整理 (iii) 工事予算のは握 ②設計方針の設定 (i) 設計理念の確立 (ii) 必要設備の設定 (iii) 仕様程度の設定 (iv) 使用機器の設置場所の設定	①設備種別の基本方式の検討 ②使用機器及び材料の検討 ③計画実現のための工事費の検討 ④計画実現のための施工性の検討 ⑤維持管理上の問題点の検討

エ 総合化	オ 成果図書
①給排水衛生計画の策定 ②特殊設備計画の策定(※) ③工事費配分計画の策定	①給排水衛生設備計画概要書 ②仕様概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料 (注) 上記の成果図書は、建築(総合)基本設計の成果図書の中に含まれる場合がある。

(8) 給排水衛生設備・実施設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①依頼主により設定された条件の詳細な把握 ②現地詳細調査及び確認 ③使用機器及び材料についての調査 ④各種法令手続の打合せ ⑤スケジュールの調整 ⑥各担当打合せ及び調整	①基本設計に基づく設備設計方針の詳細確定 (i) 各設備の要求性能の確定 (ii) 法令その他の制約条件の各設備ごとのは握 ②工事費のは握 ③基本設計に基づく設計方針の展開 (i) 機器類の配置及び使用方式の設定 (ii) 配管類の系統及び経路の設定	①設備方式の詳細な検討 (i) 給排水、ガス等の配管方法の検討 (ii) 配管経路の検討 (iii) 消火設備の検討(※) (iv) 汚水処理の検討 (v) 特殊設備の検討(※) ②使用機器及び材料の検討 ③工事費の検討 ④施工技術の検討 ⑤維持管理についての検討 ⑥関係法令等との照合及び検討

エ 総合化	オ 成果図書
①給排水衛生設備設計 (i) 各種給排水衛生設備の配管設計 (ii) 消火設備設計(※) (iii) 汚水処理設備設計 (iv) 特殊設備設計(※) ②使用機器及び仕様決定 ③工事費概算との調整	①敷地案内図 ②配置図 ③給排水衛生設備配管系統図 ④給排水衛生設備配管平面図 ⑤消火設備系統図(※) ⑥消火設備平面図(※) ⑦汚水処理設備図 ⑧特殊設備設計図(※) ⑨部分詳細図 ⑩屋外設備図 ⑪工事費概算書 ⑫確認申請図書 ⑬各種計算書

(9) 空調換気設備・基本設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①依頼主により設定された条件の把握 ②現地調査等 (i)現地状況調査 (ii)給水、排水、ガス等の関連施設調査 ③類似事例調査 ④関係法令調査 ⑤関係官庁との打合せ ⑥スタッフの選任 ⑦スケジュールの調整 ⑧各種打合せ	①設計条件の設定 (i)要求性能の確定 (ii)法令その他の制約条件の整理 (iii)工事予算の把握 ②設計方針の設定 (i)設計理念の確立 (ii)必要設備の設定 (iii)仕様程度の設定 (iv)使用機器の設置場所の設定	①設備方式の検討 ②使用機器及び材料の検討 ③計画実現のための工事費の検討 ④計画実現のための施工性の検討 ⑤維持管理上の問題点の検討

エ 総合化	オ 成果図書
①内外環境計画の策定 ②空調設備計画の策定 ③換気設備計画の策定 ④特殊設備計画の策定(例) ⑤工事費配分計画の策定	①空調換気設備計画概要書 ②仕様概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料 (注) 上記の成果図書は、建築(総合)・基本設計の成果図書の中に含まれる場合がある。

(10) 空調換気設備・実施設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①依頼主により設定された条件の詳細な把握 ②現地詳細調査及び確認 ③使用機器及び材料についての調査 ④各種法令手続の打合せ ⑤スケジュールの調整 ⑥各担当打合せ及び調整	①基本設計に基づく設備設計方針の詳細確定 (i)各設備の要求性能の確定 (ii)法令その他の制約条件の各設備ごとの把握 ②工事費の把握 ③基本設計に基づく設計方針の展開 (i)機器類の配置及び使用方式の設定 (ii)配管類の系統及び経路の設定	①空調方式等の検討 (i)空調方式の検討 (ii)空調系統の検討 (iii)冷熱源方式の検討 ②換気方式の検討 ③自動制御方式の検討 ④特殊設備の検討(例) ⑤工事費の検討 ⑥施工技術の検討 ⑦維持管理上の問題点の検討 ⑧関係法令等との照合及び検討

エ 総合化	オ 成果図書
①空調設備設計 (i)空調方式の設計 (ii)空調系統の設計 ②換気設備設計 ③特殊設備設計(例) ④使用機器及び仕様決定 ⑤工事費概算との調整	①敷地案内図 ②配置図 ③空調設備系統図 ④空調設備平面図 ⑤換気設備系統図 ⑥換気設備平面図 ⑦特殊設備設計図(例) ⑧部分詳細図 ⑨屋外設備図 ⑩工事費概算書 ⑪確認申請図書 ⑫各種計算書

2 工事監理等

(1) 工事監理

- ① 設計意図を施工者に正確に伝えるための業務
 - (i) 施工者との打合せ
 - (ii) 図面等の作成
- ② 施工図等を設計図書に照らして検討及び承諾する業務
 - (i) 施工図の検討及び承諾
 - (ii) 模型、材料及び仕上見本の検討及び承諾
 - (iii) 建築設備の機械器具の検討及び承諾
- ③ 工事の確認及び報告
 - (i) 工事が設計図書及び請負契約に合致するかどうかの確認及び建築主への報告
 - (ii) 工事完了検査及び契約条件が遂行されたことの確認
- ④ 工事監理業務完了手続
 - (i) 契約の目的物の引渡しの立会い
 - (ii) 業務完了通知書及び関係図書の建築主への提出

(注) ①(ii)に規定する図面等は、設計意図を正確に伝えるためのスケッチ等であり、工事期間中に行われる実施設計の延長と考えられる図書は含まない。

(2) 工事の契約及び指導監督

- ① 工事請負契約への協力
 - (i) 施工者の選定についての助言
 - (ii) 請負契約条件についての助言
 - (iii) 工事費見積りのための説明
 - (iv) 見積書の調査
 - (v) 請負契約案の作成
 - (vi) 工事監理者としての調印
- ② 工事費支払審査及び承諾を行う業務
 - (i) 中間支払手続（施工者から提出される工事費支払の請求書の審査及び承諾）
 - (ii) 最終支払手続（工事完了検査による確認に基づく施工者からの最終支払の請求の承諾）
- ③ 施工計画を検討し、助言する業務

別表第3

1 設計

(1) 基本設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①依頼主により設定された条件のは握 ②現地調査 ③類似事例調査 ④関係法令調査 ⑤関係官庁との打合せ ⑥スタッフの選任 ⑦スケジュールの調整 ⑧各種打合せ	①設計条件の設定 (i)要求性能の確定 (ii)法令その他の制約条件の整理 (iii)工事予算の設定 ②仕様程度等の設計方針の設定	①性能面からの検討 ②意匠上の検討 ③計画実現のための工事費の検討 ④計画実現のための施工性の検討 ⑤仕様、使用材料、構造方式等の検討

エ 総合化	オ 成果図書
①機能配置計画の策定 ②空間構成計画の策定 ③動線計画の策定 ④防災計画の策定 ⑤施設配置計画の策定 ⑥平面計画の策定 ⑦断面計画の策定 ⑧立面計画の策定 ⑨各種計画の総合調整	①仕様概要表 ②仕上表 ③配置図 ④平面図 (各階) ⑤断面図 (各面) ⑥立面図 (各面) ⑦設備位置図 (電気、給排水衛生及び空調換気) ⑧工事費概算書

(2) 実施設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①依頼主により設定された条件の詳細な把握 ②現地詳細調査及び確認 ③使用材料等についての文献、カタログ等の収集 ④各種法令手続の打合せ ⑤スケジュールの調整	①基本設計に基づく設計条件の設定 (i)各部分の要求性能の確定 (ii)法令その他の制約条件の各部分ごとの把握 ②工事費のは握 ③基本設計に基づく設計方針の展開	①各部分の機能の検討 ②空間表現の検討 (i)形態の検討 (ii)使用材料の検討 ③工事費の検討 ④施工技術の検討

エ 総合化	オ 成果図書
①外部空間設計 ②内部空間設計 ③平面設計 ④断面設計 ⑤立面設計 ⑥各部分の使用材料及び仕様の確定 ⑦防災設計 ⑧色彩計画の策定 ⑨工事費概算との調整 ⑩各種設計等の調整	①仕様書 ②仕様概要表 ③仕上表 ④面積表 ⑤敷地案内図 ⑥配置図 (各階) ⑦平面図 (各階) ⑧断面図 (各面) ⑨立面図 (各面) ⑩配管図 ⑪基礎伏図 ⑫床伏図 ⑬はり伏図 ⑭小屋伏図 ⑮軸組図 ⑯展開図 ⑰天井伏図 ⑱建具表 ⑲設備位置図 (電気、給排水衛生及び空調換気) ⑳工事費概算書 ㉑確認申請図書

2 工事監理等

(1) 工事監理

①設計意図を施工者に正確に伝えるための業務

- (i) 施工者との打合せ
- (ii) 図面等の作成

②施工図等を設計図書に照らして検討及び承諾する業務

- (i) 施工図の検討及び承諾
- (ii) 模型、材料及び仕上見本の検討及び承諾
- (iii) 建築設備の機械器具の検討及び承諾

③工事の確認及び報告

- (i) 工事が設計図書及び請負契約に合致するかどうかの確認及び建築主への報告
- (ii) 工事完了検査及び契約条件が遂行されたことの確認

④工事監理業務完了手続

- (i) 契約の目的物の引渡しの立会い
- (ii) 業務完了通知書及び関係図書の建築主への提出

(注) ①(ii)に規定する図面等は、設計意図を正確に伝えるためのスケッチ等であり、工事期間中に行われる実施設計の延長と考えられる図書は含まない。

(2) 工事の契約及び指導監督

①工事請負契約への協力

- (i) 施工者の選定についての助言
- (ii) 請負契約条件についての助言
- (iii) 工事費見積りのための説明
- (iv) 見積書の調査
- (v) 請負契約案の作成
- (vi) 工事監理者としての調印

②工事費支払審査及び承諾を行う業務

- (i) 中間支払手続（施工者から提出される工事費支払の請求書の審査及び承諾）
- (ii) 最終支払手続（工事完了検査による確認に基づく施工者からの最終支払の請求の承諾）

③施工計画を検討し、助言する業務

別 添 二

標準業務人・日数は、次の表に掲げるものとする。

		工事費	5,000万円	6,000万円	8,000万円	1億円	2億円	3億円
第1類	設 計		85	95	120	140	240	325
	工事監理等		40	45	55	65	110	150
	合 計		125	140	175	205	350	475
第2類	設 計		95	110	130	155	265	360
	工事監理等		45	50	65	75	125	165
	合 計		140	160	195	230	390	525
第3類	設 計		100	120	145	175	290	400
	工事監理等		50	55	70	80	135	180
	合 計		150	175	215	255	425	580

		工事費	1,000万円	1,500万円	2,000万円
第4類	設 計		33	45	57
	工事監理等		17	23	30
	合 計		50	68	87
	設 計		18 (10)	24	29
	工事監理等		8 (5)	11	15
	合 計		26 (15)	35	44

(注) 1 この表に規定する第1類、第2類、第3類及び第4類は、それぞれ別添一の別表第1に掲げる第1類、第2類、第3類及び第4類である。

2 この表は、一級建築士の免許取得後2年相当又は二級建築士の免許取得後7年相当の建築に関する業務経験を有する者が設計又は工事監理等を行うために必要な業務人・日数の標準を示したものである。

3 工事監理等の業務人・日数は、非常駐監理の場合である。

4 ()は、基本設計と実施設計を区別せず、詳細な設計を行わない場合の業務に対応するものである。

4億円	5億円	6億円	8億円	10億円
410	485	555	695	825
180	210	240	295	345
590	695	795	990	1,170
455	535	620	770	915
200	235	265	330	385
655	770	885	1,100	1,300
500	590	680	850	1,005
220	260	295	360	425
720	850	975	1,210	1,430

昭和54年 7 月10日

全国都道府県知事あて

建設省住宅局長名

建築士事務所の開設者がその業務に関して 請求することのできる報酬の基準について

建築士法第25条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準が建設大臣により定められ、昭和54年7月10日付けで別添のとおり告示されたところであるが、この基準について、下記事項に留意のうえ、貴管下の建築士事務所、発注者等に対して、関係団体を通じる等によって周知徹底を図るとともに、この基準に基づいて業務報酬の算定に関する合理化及び適正化に努めるよう適切な指導をお願いする。

なお、業務報酬の算定の合理化及び適正化の目的は、建築士事務所による設計等の業務の適正かつ円滑な実施の推進に資することであるが、このためには、建築士事務所が不断の研さん及び業務実施体制の整備に努め、設計、工事監理、施工等を一貫して行う場合においても設計等の業務を明確にする等の書面による適正な契約に基づき業務を実施することが要求されるので、建築士事務所に対する技術力、業務実施体制等に関する指導を一層推進されるよう併せてお願いする。

記

1 業務報酬算定方法

この基準は、業務報酬の算定基礎を明確にするものであり、業務の具体的な内容と数量的に対応する経費（業務経費）及び業務において個別的に発揮される建築士事務所の業務経験、技術力、創造力、総合企画力、情報の蓄積等の対価としての経費（技術料等経費）によって構成する方法を標準としている。

なお、技術料等経費は、個別事例に応じて当事者間の協議又は慣行に基づいて定められるのが適当である。

また、この基準は、個別の業務内容に対応して経費を算定することができる通常の一般的な業務を前提とするものであり、いわゆる標準設計による場合、複数の建築物

について同一の設計図書を用いる場合、設計内容が特に芸術的性格が強い場合等で、この算定方法が必ずしもなじまない場合においては、他の合理的な算定方法によることを妨げるものではない。

2 直接人件費等に関する略算方法による算定

直接人件費又は直接経費及び間接経費の算定については、業務に従事する者の構成が複雑な場合、並行して他の業務に従事していて当該業務に従事する日数を区分して算定することが困難な場合、当該業務に係る経費を他の業務に係る経費と区分して算定することが困難な場合等が多い実情にかんがみ、略算方法を示すこととした。

なお、各建築士事務所において略算方法を用いる場合には、この基準で定めた標準業務内容及びそれに対応した標準業務人・日数表等を参考として、各建築士事務所ごとに、直接人件費の算定については業務内容及びそれに対応した業務人・日数表をあらかじめ作成し、直接経費及び間接経費の算定についてはその合計と直接人件費との割合をあらかじめ算定しておく等の措置をとることが望ましい。

(1) 直接人件費

直接人件費については、設計等の業務の個別の実態にかかわらず、標準業務内容に対応する標準業務人・日数に基づいて算定することができることとしたものである。

標準業務内容は、建築物の質を確保し、建築主の意図を具体化させるために一般の用途に供する建築物において共通に行われる主な業務を示したものであるもので、個別の業務において必要となる別表に掲げるような業務については、その必要な業務に対応した業務人・日数を付加する等の調整が必要であり、また、標準業務内容のうち一部の業務しか行わない場合は、行われない業務に対応した業務人・日数を削減する等の調整が必要である。

(2) 直接経費及び間接経費

通常の建築士事務所においては、直接経費及び間接経費の合計が直接人件費の約1.0倍であるという実情にかんがみ、当該経費は直接人件費に1.0を標準とする倍数を乗じて算定することができることとしたものであり、個別の業務において直接経費及び間接経費が通常の場合に比べ著しく異なる場合においては、乗ずる倍数の調整が必要である。

別 表

1 調査研究・企画

業 務 内 容	成 果 図 書
①設計対象となる建築物に適応する敷地を選定するために必要な各種の条件に関する調査研究・企画の業務 (Ⅰ)敷地の適応条件 (Ⅱ)各種法令上の制約条件 (Ⅲ)自然環境条件(土質, 風向, 日照等) (Ⅳ)社会環境条件(交通, 人口等) (Ⅴ)建築物の配置計画上の条件 (Ⅵ)施工上の技術的条件 ②設計対象となる建築物の用途, 規模, 建築形式等の設計上の基本的条件を確定するために必要な各種の基礎的条件に関する調査研究・企画等の業務 (Ⅰ)各種法令上の制約条件 (Ⅱ)敷地の立地条件 (Ⅲ)経営採算上の条件 (Ⅳ)自然的環境条件 (Ⅴ)社会的環境条件 (Ⅵ)建築物の配置計画上の条件 (Ⅶ)施工上の技術的条件 (Ⅷ)測量, 実測, 建築物の鑑定等 ③設計対象となる建築物が要する工事費予算を確定するために必要な業務 (Ⅰ)概略設計による工事費の概算 (Ⅱ)経営採算上の条件に関する調査研究 (Ⅲ)工事費の事例に関する調査研究 ④設計対象となる建築物が周辺環境に及ぼす影響を事前には握する業務	①調査研究・企画報告書 ②概略計画図書

2 設 計

(1) 建築(総合)・基本設計

業 務 内 容	成 果 図 書
①各種法令手続のための技術資料の作成又は技術的助力 ②各種公聴会等の手続又は出席に当たっての専門技術の提供若しくは図書の作成 ③周辺地区住民に対する説明立合い ④通常 of 成果図書以外の資料の提供 ⑤電子計算機の利用 ⑥依頼主の都合その他条件の変化等による設計変更の処理	①透視図(完成予想図) ②模型 ③日影図(日照図) ④各種技術資料 ⑤変更訂正図

(2) 建築(総合)・実施設計

業 務 内 容	成 果 図 書
①建築確認申請以外の各種法令手続のための技術資料の作成又は技術的助力 ②通常 of 成果図書以外の資料の提供 ③依頼主の都合その他条件の変化等による設計変更の処理	①各種技術資料 ②工事費内訳明細書 ③透視図 ④模型 ⑤変更訂正図

(3) 建築(構造)・基本設計

業 務 内 容	成 果 図 書
①各種法令手続のための技術資料の作成又は技術的助力 ②土質調査に関する指導・助言 ③近隣構造物の調査又はそれに関する指導・助言 ④特殊構造の採用による増加する業務 ⑤特殊技術の開発 ⑥通常 of 成果図書以外の資料の提供 ⑦電子計算機の利用 ⑧依頼主の都合その他条件の変化等による設計変更の処理	①各種技術資料 ②変更訂正図

(4)建築(構造)・実施設計

業 務 内 容	成 果 図 書
①高度の構造解析(電子計算機の使用を含む。) ②構造試験等に対する指導・助言 ③特殊構造の採用による増加する業務 ④建築確認申請以外の各種法令手続のための技術資料の作成又は技術的助力 ⑤通常 of 成果図書以外の資料の提供 ⑥依頼主の都合その他条件の変化等による設計変更の処理	①各種技術資料 ②工事費内訳明細書 ③変更訂正図

(5)電気設備・基本設計,給排水衛生設備・基本設計又は空調換気設備・基本設計

業 務 内 容	成 果 図 書
①各種法令手続のための技術資料の作成又は技術的助力 ②通常 of 成果図書以外の資料の作成 ③依頼主の都合その他条件の変化等による設計変更の処理	①各種技術資料 ②変更訂正図

(6)電気設備・実施設計,給排水衛生設備・実施設計又は空調換気設備・実施設計

業 務 内 容	成 果 図 書
①建築確認申請以外の各種法令手続のための技術資料の作成又は技術的助力 ②通常 of 成果図書以外の資料の作成 ③依頼主の都合その他条件の変化等による設計変更の処理	①各種技術資料 ②工事費内訳明細書 ③維持管理費の算出 ④変更訂正図

3 工事監理等

業 務 内 容
①請負工事契約が複数の場合の調整業務 ②現場,工場等における特殊な作業方法,仮設方法及び工事用機械器具について検討・助言する業務 ③竣工図の作成

社会資本整備審議会答申（抜粋）（業務報酬基準・工事監理部分）

4. 建築物の安全性確保のために講ずべき施策

（1）建築士制度の抜本的な見直し

③ 建築士事務所の業務の適正化

建築設計の分業体制が常態化していることも踏まえつつ、業務の適正化を図るため、次の措置を講ずべきである。

（略）

- ・ 建築主が業務を委託する際に、所要の情報を得た上で委託するか否かの判断ができるよう、管理建築士又は開設者が指名した建築士に、一定の事項について事前説明を行わせるとともに、その内容について書面で確認させること。

④ 工事監理業務の適正化と実効性の確保

建築物の質の確保、向上を図る上で、設計と並んで重要な役割を果たす工事監理業務については、建築主と工事監理者となる建築士との間での業務内容を確認し、その適正化と第三者性などの実効性の確保を図るため、次の措置を講ずべきである。

- ・ 工事監理業務として実施する内容を、業務の受託に際して説明し、書面で確認させること。
- ・ 工事監理業務の内容、実施方法や建築主への報告内容等の適正化、明確化を図ること。
- ・ 建築基準法上の着工届けの際に工事監理業務の契約書を添付させるなど、建築主の工事監理者の選任義務について実効性を確保するための措置を講じること。

⑤ 報酬基準の見直し

建築士事務所における業務の適正化を担保するとともに、建築主にとっても委託する設計業務や工事監理業務の報酬決定に際しての目安となるよう、所要の実態調査等を行った上で、標準的な業務量について、意匠・計画、構造及び設備の分野別に示す、工事金額ではなく延べ床面積に応じて示す、設計業務のCAD化、調査業務の増大を踏まえ業務量の見直しを行う等、報酬基準を定めている現行告示 1206号について、定期的に見直しを行うべきである。

建築士法等の一部を改正する法律（法律第一一四号）（抄）
 工事監理関連部分 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○重要事項説明

改 正	現 行
（重要事項の説明等） 第二十四条の七 建築士事務所の開設者は、設計又は工事監理の委託を受けることを内容とする契約（以下それぞれ「設計受託契約」「又は「工事監理受託契約」という。）を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士その他の当該建築士事務所に属する建築士（次項において「管理建築士等」という。）をして、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容内容及びその履行に関する次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。 一 設計受託契約にあつては、作成する設計図書の種類 二 工事監理受託契約にあつては、工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法 三 当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨 四 報酬の額及び支払の時期 五 契約の解除に関する事項 六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項 2 管理建築士等は、前項の説明をするときは、当該建築主に対し、一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は一級建築士免許証明書、二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書を提示しなければならない。	（新設）